

(第1回)

オオクチバス等防除推進検討会

1. 日 時 平成17年5月17日(火) 13:30~16:24

2. 場 所 経済産業省別館8階 827会議室

3. 出席者

(座 長) 多紀 保彦

(委 員) 小林 光 瀬能 宏

高橋 清孝 竹門 康弘

中井 克樹

(環 境 省) 小野寺自然環境局長

名執野生生物課長

上杉生物多様性企画官

堀上野生生物課課長補佐

(水 産 庁) 森田栽培養殖課調査官

5. 議 事

【環境省 堀上補佐】 それでは予定の時刻になりましたので、第1回オオクチバス等防除推進検討会を開催したいと存じます。今回、第1回目の会合となりますので、事務局の方から、委員の先生方、ご紹介させていただきます。

まず、本検討会の座長を務めていただきます財団法人自然環境研究センターの多紀先生でございます。

それからお隣ですが、水生生物保全研究会の小林先生です。

神奈川県立生命の星・地球博物館の瀬能先生です。

NPO法人シナイモツゴ郷の会の高橋先生です。

それから、琵琶湖博物館の中井先生。

その他、委員名簿には水産総合研究センターの片野先生、それから神奈川県立生命の星・地球博物館の荻部先生、近畿大学の細谷先生が載っておりますがご欠席でございます。それから京都大学の竹門先生につきましては、20分ほど遅れていらっしゃるということです。委員の方、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、環境省と水産庁の出席者をご紹介させていただきます。環境省の方ですが、小野寺自然環境局長でございます。

名執野生生物課長でございます。

上杉生物多様性企画官でございます。

それから水産庁の方ですが、栽培養殖課の方から、森田調査官でございます。

私、環境省野生生物課の堀上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。議事次第がございまして、次が委員名簿になってございます。その裏に今日のヒアリング対象団体が書いてございます。それから資料一覧があります。

資料1がオオクチバスに係る防除の公示の素案でございまして、資料2がオオクチバス等に係る防除の指針のイメージ（骨子案）。それからオオクチバス等防除モデル事業についてが資料3ということございまして、参考資料が三つ、参考資料1が法律の条文でございまして、参考資料2が外来生物法におけるオオクチバス等の防除について。参考資料3がオオクチバス等の飼養等について。以上が事務局側が用意した資料でございまして、そのほかお付けしておりますのが、全日本釣り団体協議会の資料、それから全国内水面漁業協同組合連合会の資料、それからWWFジャパンからパワーポイントの、今日のヒアリング資料ということでいただいております。

配付した資料につきましては以上でございます。もし不備がございましたら、事務局の方までお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは開会に当たりまして、小野寺自然環境局長からごあいさつをいたします。

【環境省 小野寺局長】 お忙しい委員の先生方、ありがとうございます。それから今日ヒアリングを受ける団体の方にもお忙しい中、調整をいただいて、お礼を申し上げたいと思います。とにかく私からはよろしく願いをして、あいさつにかえさせていただきます。

【堀上補佐】 マスコミの方、撮影はここまでということをお願いいたします。

それでは、議事進行につきましては、多紀座長、どうぞよろしくお願いいたします。

【多紀座長】 それでは、これからは私が議事を進行させていただきます。これからは以下座ってやらさせていただきます。

防除というのは飼養に関する制限とか運搬とか、放流についての規制と並んで、当該生物の生態系への影響を減衰する重要な要素であります。そして本検討会では、このオオクチバス等の防除を進めていくに当たりまして、その防除の指針を検討することになって、きょうはお集まり願ったわけでございます。

現実に特にオオクチバス等につきましては関係する人々、そして産業、各セクターと、いろいろ多うございました。防除を効果的にやっていくには、その体制とか、制度、方法等について慎重に検討、考慮する必要があります。

その意味も含めまして、本日はまずオオクチバス等の防除にかかわりのある団体の方々からヒアリングをさせていただきたいと思っております。ということで事務局の方から、団体の方々のご紹介をお願いいたします。

【堀上補佐】 本日お呼びいたしましたヒアリング対象は6団体でございまして、今いらしていただいておりますが、ちょっとこちらの方に移動していただけますでしょうか。名簿順にご紹介をさせていただきます。

財団法人日本釣振興会から井上専務理事でございます。

社団法人全日本釣り団体協議会の方から小島事務局長でございます。

自然を考える釣り人の会から事務局代表の吉田さんです。

全国内水面漁業協同組合連合会、橋本専務理事。

財団法人WWF ジャパン自然保護室の水野さん。

生物多様性研究会代表の秋月さんです。どうぞよろしく願いいたします。

それではあとは座長の方でどうぞよろしく願います。

【多紀座長】 わかりました。これから今ご紹介いただいた6団体の方々について、防除を進めるに当たっての基本的な考え方、配慮をすべき事項、団体として防除にどのように協力できるかなどについて、ご説明をお願いしたいと思います。

名簿順に1団体10分でご説明いただきまして、その後、全部まとめて30分間の質疑を行いたいと思います。時間が限られておりまして、まことに申しわけないんですが、どうぞ10分という時間を考慮して発表していただきたいと存じます。余り超過するようでしたら議事進行のために、まことに失礼ながら、私の方からちょっと合図をすることがあるかもしれませんが、どうぞご勘弁ください。

それで6団体の方、先ほど申しましたように説明が全部終わりましたから、まとめてご質問をするということで、よろしく願いをいたします。

それではこの順序に従いまして、まず、財団法人日本釣振興会からご意見をお願いいたします。

【日釣振 井上氏】 ご紹介いただきました日本釣振興会の専務の井上でございます。よろしく願います。

あえて今の日本釣振興会、通称、日釣振と呼ばれているのですが、その中でも、今、心理的な状況とか、相当生臭いお話もさせていただかなければいけないというようなことでありましたので、あえて資料は用意をいたしませんでした。

オオクチバス等の防除について、どう協力できるか。というスタンスで参っているのですが、若干、今申し上げたように日釣振の中で、どういう状況になっているのか。これは非常に前提になりますので、過去のいきさつをご無礼にならない範囲でやっぱり引っ張り出さざるを得ないということもありますので、その辺、ご無礼にならないようにお話をしながら進めたいと思います。

ご存じのように、特にオオクチバスというところにターゲットを絞った話し方になりますので、オオクチバス等というようなことになっているのですが、やっぱりバスに絞った言い方になりますので、それは若干ご勘弁をいただきたいというように思います。

このオオクチバスが特定外来生物に指定をされた。このいきさつ改めて専門の方々の前でご無礼なのですが、我々のスタンスとしてはこのオオクチバスは、かかわったメンバーが多いよというようなことで特にオオクチバス小グループ、それから魚類会合、全体会合

という流れの中で環境省さんが諮問体制を組まれて、そして議論をするというようなことで理解をして、日釣振の中でもそういう広報をして、やはり日釣振の中でもいろんな理解とそれから前向きな姿勢が出てこない。これは国の施策にのっとった方向にいかないよというような議論を重ねていたときに、ご存じのように小池大臣のご発言から、急転換、いわゆるそういう準備の猶予期間というのをイメージをしながら、財団の中で話を組み立てたところが、急転直下、1月末に特定外来生物に指定ありというような方向へ振られたと。それからご存じのようにパブリックコメント、それから、4月の閣議決定というようなところへいったわけですね。

したがいまして、今現在、冒頭に申し上げたように、日本釣振興会の中ではなかなかこの一気に入ったこの流れが、解説もなかなかしにくい。それからお話をしても、そのいきさつが、なかなかメンバーにも理解し得ない。それから、関係している釣り人も理解が至らないというような状況で、混沌としているのが実状でございます。

しかしながら、これはやはり決定をされましたので特定外来生物法全体は国の施策ということになりましたので、今申し上げましたように、協力をする姿勢、これは財団としてはやっぱりそう持つて行くべきだよというようなことは、我々トップの中では依然としてまとまっているわけでありませう。

ただし今言ったような、やはり広報と色々な手続、それから納得のやり方この辺に非常に時間のかかるような予想をしていますので、基本的な考え方としては、何とかいろいろお願い事を聞いていただいて、釣り人が協力できる防除計画、これでもって何とか私どもの方で関係者及び財団の中では十分な説明をして、やはり釣り人が協力する防除計画であってほしいと。それに我々は協力していくという姿を大ざっぱに言えばイメージをして、出てまいったような次第であるわけですね。

そしてもうちょっと具体的に言いますと、恐らく防除計画の中で、防除水域、先ほどいただいた資料の中にもそのようなことが書かれていますので、防除計画の中の防除水域、これが特定をされるよと。したがって決定された防除水域においては、釣り人も協力をして、排除の構造に協力をしよう。そして今、ご存じのように第5種共同漁業権が持たれている4湖ですね。4湖プラス、恐らく防除計画の進行の中において管理された、いわゆる閉鎖された、また、完全に管理された管理釣り場の特定ができていくだろうから、そのもとに戻ると決定された、いわゆる防除水域、排除水域から釣り人が協力して、そっちへ魚を移して行くというような、公認釣り場今4湖とそれから管理された管理釣り場に魚を移していくということを我々としてはイメージをしている次第であるわけですね。

したがってもとに戻ると、釣り人と協力して排除水域、恐らくそういうケースになるので、排除水域から釣り人は協力して魚を持ち出して、もちろん、許可された形で今言った4湖及び特設されるだろうという管理釣り場へ魚を移していく。というようなことで協力をしていきたい。具体的に言えば、そういうようなことになるわけですね。

そして基本条件としてはこの辺がお願いの方々であるんですが、実は環境省の特定外来生物法、それからその他の文章でもキャッチ・アンド・リリース及び釣りを禁止するものではない。こういう文書は明確に出てきて、また語られてきたわけでこの形をやはり防除計画の中に盛り込んでもらいたいと。キャッチ・アンド・リリース及び釣りを禁止するものではないということ、この防除計画の精神及び中に織り込んでもらいたい。何を言っているかという私個人的なことかも知れませんが、その防除のガイドラインの中に、地方自治体がキャッチ・アンド・リリース禁止を、防除の一環として実施することは問題ないという文章が入るんじゃないかというふうなうわさが聞こえてまいりました。我々はキャッチ・アンド・リリースについては何もバスだけじゃなしに、いわゆる海の魚等も含めてやはり自然の問題であり、やはり釣りを長く楽しみたいということで、大きく事業としてもとらえているわけです。キャッチ・アンド・リリースの推奨ということ、大きな需要のある部分としてとらえていますので、バスだけじゃない、いわゆるキャッチ・アンド・リリース推奨というところを、やはり釣り振興財団法人として、大きな部分としてとらえていますので、その辺を配慮したようなガイドラインであってもらいたいということの一つ。

それから各県にご存じのように、滋賀県は県条例、それからあとの県は委員会指示という形で、キャッチ・アンド・リリース禁止というのが全国六、七カ所起こっているわけですが我々の調査ではこれが、いろんなこのバスを含めての防除の流れの中にプラスしていないと。恐らく方向としては釣り禁止という方向に、このキャッチ・アンド・リリースが使われているよというふうな、我々としては切ない部分があるわけですね。その辺で、一つご理解をいただきたい。

それからこれは特に海外からもコメントが寄せられているのですが、やっぱりキャッチ・アンド・リリースを、委員会指示も含めて条例化するというのはやっぱりおかしいよという常識は我々先ほどにはございます。いわゆる釣りというのはキャッチ・アンド・イートでもいいと思うし、キャッチ・アンド・リリースでもよし。こういうスタンスで釣り振興をやっていますので、その一方をいわゆる条例化をして進めてかかるということは、やはり問題がある、ナンセンスだというふうにとらえています。

したがっていわゆる防除計画の中で、先ほど申し上げたようにその水域が特定されれば、そこから魚を持って、その場ではいわゆるリリースするのにいわゆる認められた場所に移すということも示していますので、その辺のキャッチ・アンド・リリースの扱いを非常にお願いをしたいというのが大きなあれであります。

もとに戻ると、釣り人が協力できる防除計画をつくっていただき、協力をしていく。そして我々の関係しているところには、十分それを説明する役割を担わしていただくということ。それからキャッチ・アンド・リリース、このことについて十分非常にナーバスになっている背景をひとつご理解をいただきたいというふうな、この2点が我々のこの件に対

する姿勢ということでご理解をいただきたいというふうに思います。少し時間かかりました。ありがとうございました。

【多紀座長】 どうもありがとうございました。私がまとめようと思ったんですけども、非常に井上さん、最後までうまくサマリーをつけてくださいましたので、私がつけ加えることは何もございません。

では続きまして、全日本釣り団体協議会からご発言をお願いをいたします。では、どうぞ、小島さんお願いします。

【全釣り協 小島氏】 全日本釣り団体協議会事務局長の小島でございます。資料に基づき、発表させていただきます。

一つ、外来生物法並びに基本方針に関して、私たち社団法人全日本釣り団体協議会でも、外来生物法及び基本方針の課題については、多数の釣り人がかなり以前から危惧を抱いてきた問題であり、実際に水辺で水生生物に接する機会の多い国民の一人として、当然、参画、協力すべき事柄であると考えています。また、法制化に伴う国是が明確となった以上、これを機として、我が国の水域環境及び水生生物保護について、視野の広い「あるべき姿」と、「そのための現実的な対策」を提案するとともに、これを一般市民に伝達し、あげて自然環境の維持回復に臨む役割の一端を担うべく、活動を開始する所存です。

可能な限りの協力体制を整えるとともに、かねてから言及しておりますように、施行に当たっての混乱等を回避するために、実行可能な防除計画の立案を希望します。

2、特定種指定の経過について。特定種の指定にあたっては、4回にわたり開催されたオオクチバス小グループ会合の当初の対応と、終了以後の経過について、大きな隔たりがあり、このことにより、釣り人の間に、法の内容の賛否と関係なく、法の成立プロセスに対する不透明感が惹起されております。常に国民の理解と協力を必要とする環境関連問題であるだけに、今後が気がかりです。当然、所定の手続きは踏襲しておられることと存じますが、本日の防除推進検討会開催に至るまでのプロセスについて、一般市民に理解されやすい経過説明が必要ではないか。そのことにより、外来生物に対する挙国体制へ理解度がより推進されるのではないかと判断しております。

3番、防除に関する当会の基本的な考え方。外来生物法が施行されるにあたり、法の主旨に基づき、より有効な防除の方法を提案し、協力体制を具体的に整備し、実行可能な方法で防除を進捗させる方針です。

しかし、我が国の内水面の大半にバス等が生息している現状と、直ちに全面駆除する方法が、いまだ解明途上にあることを考えるとき、防除に当たっては、絶滅を危惧される貴重魚種生息地での「防除指定地域」と「その他の場所」を分けて考え、状況に応じて実行可能な方法で、全体として漸減を図ることが防除の実効を上げる上で重要な課題であると考えます。

緊急を要する完全防除実行地域については、水産資源保護法による保護区と同様それ以

上の強い姿勢が必要とされます。貴重魚種の密猟、外来魚の密放流等を防止するため、該当水域に柵等を設け、全面的な立ち入り禁止とし、防除のため立ち入る場合にも、地域行政、研究者等の立ち合いを必要とするなどの厳しい措置が望ましいと考えます。

その他の場所では、学識経験者ばかりではなく、実際に防除の役割を担うことになる地域及び漁業者、釣り人が参画したあらたな管理秩序を形成する必要があります。こうした管理秩序には、外来魚の防除ばかりではなく、すべての水生生物や水域の環境管理を含め、これまでややもすれば、なおざりにされることの多かった内水面の環境悪化防止、環境回復に視点を当てた、広い視野に立った水域環境に対する知識の普及と実効可能な計画が求められます。

一方でオオクチバス小グループ会合が開催された所以である、バス等釣り愛好者に、いかにして法の主旨を理解させ、周知徹底させるかが大きな課題となってきます。これらの人々が過去に認識してきた価値観の改訂を含め、バス愛好者の心情的な部分にも、理解と配慮を欠くことができません。同様に、バス等によって生計を立ててきた人々へも配慮した柔軟な対応も必要です。このことが防除実行上でのキーポイントになると思われま

す。すでに全国各地から「バス等を有効利用して秩序形成に着手したい」とした請願等が提出されていると聞いています。また、多くの地域においても、環境協力金等の名目による有効利用が実施されてきています。今後、防除を実行するにあたり、周辺の水域環境保全を含めた管理に当たるのは、現地漁業組合しかありません。「バスを漸減させ、流出させないように管理し、管理協力の費用を徴収し、その収入で積極的な環境管理にあてる」という「防除のプロセスとしての自主的秩序形成」に対する取り組みが各地で始まろうとしています。同時に、自主的防除地域の設定も計画されています。こうした市民参加による「自主的な秩序形成」が環境問題対策の本来あるべき姿であり、外来生物法が国民に求めている精神ではないかと推察します。これらに配慮いただくことが、結果として、漸減防除の実行に大きく寄与するものと考えます。これら新しい秩序への参画希望者……。

【多紀座長】 ちょっとすみません。このまま全部お読みになるのですか。

【小島氏】 はい。

【多紀座長】 刷ったものが、文章がございましてできれば要点だけをかいつまんでお話いただければありがたいと思っています。ちゃんと書いてくださったのでね。皆さんお持ちなので、読めばわかります。

【小島氏】 全日本釣り団体協議会の考えは、こちらに書いてあるとおりでございますので、ではご一読ください。

【多紀座長】 ですから、一番のおっしゃりたい要点を強調しておっしゃっていただければありがたいと。

【小島氏】 釣り場の環境と、あと釣り人の意識改革を図るということです。以上でございます。

【多紀座長】 すみません。茶々入れたような格好で、申しわけありませんけれど、議事進行上、勘弁してください。

ということで全日釣り協のは、お読みくださるように、お願いをいたしたいと思います。要するに、協力してやっていこうという、基本的にはそういうことですよね。わかりました。どうもすみません。ありがとうございました。

続きまして、自然を考える釣り人の会、吉田さん、よろしくお願いいたします。

【自然を考える釣り人の会 吉田氏】 私は自然を考える釣り人の会事務局長の吉田よしみです。

我々は主に河川の源流域をフィールドに、イワナ釣りや、沢登りを趣味としている仲間たちです。その仲間の一人から、今年の2月、「釣具のメーカーや釣り団体が、環境省に対して、あたかも釣り人全員が、6月予定のオオクチバス特定外来生物の指定に反対だと言っている」という報告がありました。一釣り人として、そんな不名誉なことは断じて許してはならないと立ち上がったのが、現在、事務局をしている7人です。

その直後、小池環境大臣に、以下のような主旨をもとに三つのことを要請することに決めました。

まず主旨として、オオクチバスのこれ以上の分布拡大を防ぐためには、社会的合議がなされており、2005年6月には「特定外来生物」に指定される予定になっています。

しかし、一部地域では、第5種共同漁業権魚種として認められ、かつ指定後の防除についても不透明であるのが現状です。

また、「日本釣振興会」や「全日本釣り団体協議会」では、あたかもすべての釣り人が、オオクチバスの特定外来生物への指定に反対しているかのように主張していますが、バスを駆除することに賛成している釣り人は、数多く存在していることを認識していただくとともに、私たち「自然を考える釣り人の会」では、オオクチバスが特定外来生物に指定された後、これ以上の拡散を防ぐため、密放流とゾーニングについて、以下のように要請いたします。

要請の一つ、オオクチバスのこれ以上の拡散を防ぐために、密放流が「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」違反であり、重い罰則があることを、「公共広告機構」などで子供たちを含め、広く訴えること。

次に、漁業組合と釣り人の協力を求めるための予防措置をし、密放流監視体制の強化を図り、監視カメラの設置や監視員制度を確立すること。

最後にオオクチバスの封じ込めは漁業権魚種として認められている4湖沼とし、その他の地域においては地元漁協が許可した以外は、駆除の対象とすること。

以上の3点を要請する署名用紙を作成し、また急遽作成しました当会のホームページを中心に署名運動を始めました。そして2月28日までの20日間で6,655筆を集め、

環境省に第一次の引き渡しを行っています。第二次の締め切りは5月末ですが、現在、続々と全国の各団体から届いており、6月早々に最終引き渡しを行う予定です。その要請書に記載しております呼びかけ団体は、当初は54団体でしたが今では1都1道2府24県の105団体に達しました。

我々、源流域主体の釣り人の団体はもちろん、ヤマメ釣りや鮎釣りの団体まで、各団体の会員の数を集計しますと、相当数の皆さんが要請書の主旨に賛同し、主体的に署名活動を行っております。

しかし、問題は法が施行されます6月以降です。どのような形で、具体的にバスを駆除していくのか。我々が協力できることはどのようなことか。事務局で検討しました結果は以下のとおりです。

まず、オオクチバスなどの駆除活動は駆除を行う地方の会員を主体とし、当会が支援するという形をとります。現在、幾つかの地方から問題提起が挙がっておりますが、駆除の方法はその場所での最善策を検討し、具体化していきます。完全駆除は困難なことですが、最長10年をめどに、完全駆除に向け、その土地の方はもちろん、近隣の方のボランティアを募り、定期的に駆除活動を行っていく予定です。我々以外の団体の駆除活動についても、情報を会員にホームページやメールなどで告知し協力を募ります。

また密放流の抑止力として、監視員のボランティアを募ります。特に会員の多い栃木県では、既に希望者が志願してきております。その際、腕章など監視員として認められたことがわかるようなものがほしいという声が挙がっておりますので、環境省にお願いする次第です。

さらに駆除活動に当たって、会員からの要請を検討し、必要と思われる場合は環境省などに陳情活動を行います。そのためにNPO法人への申請を行う予定です。

さしあたって以上のことを予定していますが、このわずか3カ月の間に培った協力体制を、法が施行されます6月以降もしっかりと継続し、日本の生態系を守るための活動団体としての「自然を考える釣り人の会」を目指します。

我々は同じ釣りを愛好する者として、決してバス釣りを愛する人々を否定するものではありません。むしろその心中を察するに、同情を禁じ得ません。悪いのはバスや釣り人ではなく、自身の享楽や利益のために、違法な密放流によってバスの生息域を拡散してきた心ない人々や、それを誘導してきた雑誌、広告塔としての著名人であります。

日本には、世界のどこにもない日本固有の生態系があり、我々は子孫のためにそれを次世代に受け継いでいく使命があります。バスプロの方は、どうぞバスフィッシングの本場であるアメリカで勝負し、釣り業界のイチロー選手となって、ご活躍ください。日本には、日本の自然に沿った釣り文化があります。子供たちにそれを伝えていくのが、我々大人です。釣りはそもそも川や森、気象などの自然を理解していなくては、成立し得ない遊びです。そこから自然環境への興味も理解も生まれてきます。

学校教育の中で、しっかりと子供たちに日本の自然、生態系についてそして、なぜ、バスを駆除しなければならないのかを教えてください。

これ以上の密放流を防ぐために、当会からの提案ですが密放流を見つけた人に、罰金の一部から報奨金を出すようにしてはいかがでしょうか。そして、それをポスターや雑誌、テレビなどで広告し、発見された場合には違反団体や個人を实名で報道してください。密放流だけではなく、違法な移動や飼育についても同様です。密放流への違法な抑止力になるのではないのでしょうか。

最終的に我々は、この日本からバス釣りはなくなるべきものだと考えています。段階的にせよ、やがては、「かつて日本にもそんなひどい時代があったのだ」と、後年、人間の愚かな過ちとして語るができるようになるために、ボランティア組織としてできることを着実に行っていきたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。

【多紀座長】 どうもありがとうございました。釣り人の、今はまだNPO法人ではない。

【吉田氏】 はい。これから申請するつもりです。

【多紀座長】 その会の立場というのをわかりやすく説明してございまして、ありがとうございました。

続きまして、全国内水面漁業協同組合連合会からご発言をお願いをいたします。橋本さん、どうぞ、よろしく。

【全内漁連 橋本氏】 全国内水面漁連の橋本です。お手元に資料を、外来魚の駆除というタイトルで、四、五枚付けております。今日お話ししたいのは、外来魚の駆除で漁協、漁業者が非常に苦勞しているということ、ちょっと資料を持ってご説明したいと思っております。

実は、お手元にお配りした人としらない人がいるかもしれませんが、外来魚の駆除事例集というのを、実はちょっと10部しか持って来ていなかったもので、既にお配りした人には、それなんですけれども、その最初の部分だけですね。皆さんの方にお配りしているんで、その資料でもってご説明いたします。

まず、外来魚の、私ども漁業の世界では、「防除」という言葉は余り使わない。「駆除」でやっています、ずっと今まで。ちょっと言葉の違いがどうなるかという、それは抜きにしまして。最初に書いておりますように、ブラックバス、ブルーギルも含めまして、私ども既に17年ほど前から資源抑制ケースマニュアルということで、このとき、『ブラックバスとブルーギルのすべて』という本を出してございまして、そのときに入れ込んでいたわけなんですけれども、その後、外来魚は各地に広がりまして研究所なり試験場の皆さん、あるいは大学等のご支援によりまして、駆除を実施しているというところですが、その経費と労力は大変なものであるということをご説明したいと思っております。

先ほどお話ししました、外来魚の駆除事例集というのは14年度にまず作成しまして、

16年度に追加版で、今、印刷やっている最中なんですけれども、その中では14年度で64事例、それから16年度で105事例をつくっております。

次のページをめくっていただきますと全体の表がありまして、ここに64の事例を、オオクチバス、コクチバスとブルーギルを含めておりますけれども、効果、水体といいますか、湖沼であるとか、ダム湖とかその区分がありまして、あと効果としてあったかないかと。あるいは漁法がどうかということで、全体の一覧表をつけております。

例えばその事例として次のページに第1号をつけておきましたけれども、事例1号としまして、これは青森県の事例ですけれども、細かい内容はともかくとしまして、漁法を、次のページを見ていただきますと、これは小川原湖の、下の方に5と書いてありますけれども袋網ということで、こういう大掛かりな設置をして、駆除に努めているという事例です。同じく6ページにもありまして。

それでその次のページ、17と下に書いてありますけれども、これは青森県だけでこれだけの地区のその駆除事例があると。その駆除事例をずっと並べたのが事例集です。そういうことで、今、事例集をつくっております、必要があればまた、申し出があれば、私どもお渡ししますので思っております。

ちょっと一番最初に戻っていただきまして、そういう事例集を見ればこれは大変だということがおわかりになると思うんですが、従来から私ども、この外来種による被害、大変な影響を受けているわけで、加えて申しますと密放流の防止対策とか、あるいは監視員も配置していると。そういう厳しい状況にありまして、まだ、その啓発活動等を行う労力、経費等もまた、大変な金額になっていると。そういう状況で一言で言いますと、漁協の経営は、あるいは利用者はもう経営ができないような状況になっていると言っても過言ではないという状況にあります。

以下、お願いになりますけれども私どもとしましては、先ほどから漁協がやってほしいとかですね。漁協のいろんな面で、漁協、漁協というお話もありますけれども、私ども正直なところ、そのノウハウは提供してもいいんですけれども漁協はこれ以上、駆除に、労力と経費を果たして使えるかということで、ご協力はしますけれどもやはり最終的には、国、地方公共団体等が中心になって、その体制を確立していただいて、財政的な支援をいただくという形で、さらに先ほどからご発言がありましたように、関係の環境団体の方々とか、あるいは一般市民の方々も入っていただいて、やっていただかないと、これはとてもできないだろうというふうに考えております。

それから駆除技術の確立についても、研究機関の方でますます研究を進めていただきたいということを考えております。さらに従来から問題になっておる密放流。これがなくならなければ、駆除を幾らしてもできない。次から次へと密放流があると、駆除の効果がないので、密放流対策については万全を期していただくように、また、お願いをしたいというところがございます。

以上でございます。

【多紀座長】 どうもありがとうございました。

結局、要約しますと、もう外来魚の被害でもって、漁協漁業者が瀬戸際にあると。これ以上は防除というのに、自分たちはどこまでお金が使えるかわからない。大いに、もっと全体的な期待をしているということですね。わかりました。どうもありがとうございました。

続きまして、財団法人WWFジャパンから、パワーポイントでもってお話を、ではお願いをいたします。

【WWF ジャパン 水野氏】 地元で現地に行って、WWF ジャパンというところから、琵琶湖博物館を拠点にさせてもらって地元のいろんな方たちと共同して、防除活動ではなくてお魚ネットワークというものをやって、モニタリングをして、その中でももちろんオオクチバスの分布やブルーギルの分布なども出てきますので、防除というだけではないのですけれども、非常にオオクチバスがいっぱい入ってきますので、問題になるので現地の方から報告ということで発表させていただきます。

まず、今日の話す内容について、簡単に。まずはモニタリングの社会システムをどうやって構築したか。WWFはインターナショナルのいろいろな事例がありますので、それで日本で同じようなパターンでまねしてそのつくって見たのが、今、琵琶湖でやっています。あと実際に今、自然科学からきのうも、おとといもその前も行って私、今、真っ黒なのですけれども、そういったところで実際と問題となる行為が出てきてしまうので、そこをちょっと見ていただいてそこについてリアルな問題として対応していただきたいという要望があります。

またあと、小さい自治体という、そういうところがうまいこと参加できるような仕組みをつくってほしいということ、ちょっと話しして、最後、まとめを少し言わせていただきます。それでは次、行かせていただきます。

まず実際には、先ほど予算の話もありましたけれども、もちろんWWFの世界で、トラとか、ゾウとか、ライオンとか、いろんなところ守るためには、お金を持ってこなければいけないというのがあって、そういうのに最近では社会貢献ということは、企業が非常に興味を持ってくださっていますので、この間も日経エコロジーさんに紹介していただいたんですけれども、ブリヂストンさんの方からお金を出していただいて、公益法人のWWFに寄附という形にしてもらって、税金面である意味、優遇を受けられるというベネフィットがありながら、こういう自然保護活動の方にお金が回ってくるような仕組みを考えて、提案したところ、ブリヂストンさんの方が受け入れてくれまして、まず、資金の面の方を確保して、それでそのお金を用いまして、博物館や地域住民と協力して一緒に琵琶湖の魚を調べてみようというようなネットワークを設立することができました。去年から始めることができました。

一応、時間も短いので、簡単に説明させていただきますと、まず最初は参加してくれるかどうかということで普及啓発をやりながら、今度は自然調査マニュアルといって、これが魚の調査マニュアルなんですけれども、ここにお金を出してくださった団体のマークを入れて、これは文科省さんの方からもいただいたりしているんですけれども、マークを入れてあと実際に写真とか入って、魚の見分け方がつくように、マニュアルをたくさん作って、これを無料で配るようにしています。もちろんこれは印刷費の方とか出ていますので、無料で配ってその無料で見た後、こういう調査表をつくりまして、ここにバスの絵も書いてあるんですけれどもバスのところを見たら、丸つけたら、では博物館の方へ送ってねとやると、博物館には専門の先生がたくさんいらっしゃるんで、データがあっているかどうかの精度をチェックして、データに載せるような仕組みになっています。それで最終的には、その流域全域でどうやって保全したらいいかということ、実際にデータを使って、しかも市民参加によってできたらということをやろうとしています。

実際にここで移動、運搬というところが非常に気になるところで、今、この間全部、実際の写真なんですけれども、よくあるパターンはやっぱりバスはこんなだと知らないのが多いんです。実際にフィールドに出て、バスでここにいらっしゃる方は、よく知っていますけれども、実際にはこうやって口を開けさせて、こんな大きいから食べちゃうんだよとか、そういう話をしないとわからないので、その場の観察のために近く、移動とか、運搬する場合はあるんですけれども、ちょっとここから問題なのはやっぱりこの間の観察会やると、60名以上を超える観察会だと、ある程度散ってからその後戻って、こうやって学芸員の方に出張ってもらって、解説をしなければいけない。このときには確実に移動・運搬があるかもしれないというようなお話があって、そこは少し距離が長くなって、そういう問題があるということで、その法律のところ、少し問題になるかもしれないがあります。

さらに琵琶湖を戻す会とか、結構、駆除の方で有名な釣りの方とも非常に協力して、釣りの方は、本当にバスを釣るのはやっぱりうまかったりするんで、実際に協力してもらっています。

それでそのときに回収箱とか、回収箱の場合は死んだままでいい場合もあるのですが、回収池とかというのもあったりする場合があるので、そうなるとちょっとこの線引き、回収箱は死んでいるから運べるかもしれないとか、回収池とか。

まとめて見ますとNGOからの要望ということで、実際に現場でやっている話なんで、なるべくガイドラインをしっかりと出させていただきたいんですけれども、その最終現場で、やっぱり実際にこれがオオクチバスだというふうに言うのは必要があると思います。普及啓発のところ、何よりもそのバスがわからなければどうしようもないので。そのときに、例えば、近くにいるときは全然オーケー、その防除行為に関して文句をつけている法律ではないのでオーケーにしてもらいたいということ、明確にしてもらいたいということ。

あとやっぱりその例えば物すごい生きたまま、長く運ぶというんだったらそれはやっぱり問題ではないかとか、そういう線引きをきちっと環境省さんの方から、ここの委員会の先生方から出してほしいというのが現場の要望です。6月1日なので、夏休みが近いのでそこら辺を早目、早目に出してほしいということです。

あとこれはこの間の、琵琶湖お魚ネットワーク交流会とあって、WWF、ブリヂストン、琵琶湖博物館とか、ほかの団体で参加代表、団体者が59、琵琶湖博物館は淡水魚で有名なところなのでやっぱり魚に対して期待が多いらしくて、地元の団体がすごいたくさん集まってくれたのですけれども、それはそこで各団体がやっているものを紙新聞のような形で発表して集まってもらいました。そういった情報をやると、ああ、この団体はこんなことをやっているんだとか、すごい交流になって、やっぱりいい参考になっているのがありますので、ぜひとも、環境省でやるべきかどうかわからないんですけれども、こういう防除活動とかに関しても、すごい細かく小さいローカルレベルまでなるべくたくさん把握して、その全国の動向とか、あと情報交流とか、そういうものが現場で使えるようなものを促進してほしいというのがあります。

これでまた次のところ、あとやっぱり今、こういうのを作って持って行くとやはり現場の方はすごいありがたがって、それであと瀬戸博物館とかの方とかで、魚取りの網と、水の中に入るウェーダーという胴長を貸し出して、自然観察会をすぐに開けるように、バックアップの体制をつくっています。そのときとかで、あと一緒にこういう下敷きがあって、そこに当然、バスとかこうやってちょっと色違いで、これは外来生物だよというのがあったりして、地元の子供たちもわかるように作ってあります。こういうものがあると、やっぱりすごい申し込んでくれやすくなりますし、地域で小さい子供会とか、あと意外にすごい勢力になってくださるのは、土地改良区の方々、自分たちの農業水路のところにかかるとか、やっぱりそういうのはすごい興味があったりしますので、ニゴロブナとか、田んぼに産卵したりするので、非常に漁連さんとももちろん協力していますけれども、その関心を持ってやっていただければ。こういうおもしろく使えるイベント、どちらかというと、防除だけですと固いし、楽しみがなければ永続的にならないので、楽しみまで考えたぐらい、そのイベント用のテキストとか、そういうものを環境省とかバックで、どんどん推してほしい。支援してほしい。

防除活動とか、例えば本当やりたいところは結構出てくると思いますので、例えば今、お魚ネットワークですと、ハンドブックと下敷きの調査キットをただで配りながら、あと指導員と言って、ボランティアで博物館の学芸員の方、限られていますので非常に知識のあるボランティアの方を二人ぐらい行ってもらって、こうやって取るんだよと。昔、おじいさん、おばあさんとか、大人とか、お兄ちゃんとか教えていたことなのだろうなと思うんですけれども、それを博物館がどこでも博物館のような感じでサポートしているというのが動きです。

最後にやっぱりちょっとここで現場からなんですけれど、やっぱり防除とか、駆除というのが、最終的には目指す先じゃないというのが、やっぱりここでもはっきり簡単な形で、ここには本当に難しい形でいっぱい書いてありますけれども、生物多様性とか何とかかんとかとか、いっぱい書いてありますけれど、現場ではなかなかそんなことは言いにくいので、現場で使うのに何を求めているかというのを、最後見せてほしいんですね。その実際には、現場のもともとの生物多様性、今のおじいちゃん、おばあちゃんが知っているような多様性のようなもの、別に異なっても構わないからそれに今はひど過ぎるから、少し近づけていくというような、そういう未来があることをちゃんと見せてほしい。

もちろん例えば防除活動ではバスだけ調べるといって、やっぱりちょっと偏ったイベントになりますけれど、全部、では何がいるか調べてみようと言っているんですよ。そうすると例えば、ここよく見えなと思いますけれど、ブラックバス、ブルーギルと同じところに、ボリとか、ドンコとか、あとここら辺知っていらっしゃる方は、この間、アマゴと一緒に、ブラックバス、ブルーギルとかとれてしまって、大分問題だということがすぐわかります。それで現場に行って、指導員の方がこれはおかしい状況だねというふうに言うことはできるので、こういったすぐまとめ方ができたり、これは多分、先生方でもちょっと驚かれる方は、ブルーギルの琵琶湖流域のディストリビューションマップで、濃いところが生息の密度が高そうだといいところなんです。今、WWFのエリアでやっていますけれども、科学的にはあともうちょっとやれば既に論文では出ていますけれども、こういったことも、これは市民参加の結果です。これにこういうことをやるためにも、ぜひ、わかりやすいものをいかに楽しくして、いただければいいと思います。すみません。

まとめが一番地元での問題は、オオクチバスの問題は法律に触れるから、なるべくかかわらないようにとされるのが一番恐いです。それが一番恐いことなんで、ぜひとも楽しく巻き込めるような感じでバックアップをしてほしいと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

【多紀座長】 どうもありがとうございました。現場での理想、理念と実際ということで、非常に主体的な話をありがとうございました。

そうしますと、最後に、生物多様性研究会からご発言をお願いいたします。

【生物多様性研究会 秋月氏】 生物多様性研究会の秋月です。私たちの生物多様性研究会というのは民間の団体なんですけど、10年ぐらい前に、僕は釣り関係の仕事を若干していた時期がありまして、このブラックバス問題に関しては、自分でも写真を撮ったことがあるし、本に載せてしまうという非常にうかつなことをやっていた時期がありまして、その反省の上から、この問題を始めたわけです。

一番最初に、釣り人社というところが出している、フライフィッシャーという本の中に、福島県桧原湖で、そこでスモールマウスバスが釣れていると。すばらしい魚だという、スモールバス賛歌が6ページぐらい載ったと。それを書いたのは、当時、今は亡くなりまし

たけれども、ダイエーのプロをやっていた西山徹君がみずから書いて、それそのスモールマウスバスがすばらしいという記事を書かせた。これが直接的な、この問題にかかわる発端になりました。それはフライフィッシャーという本の編集長は、当時、僕は釣り人社という会社を紹介をして入れた男だったので、すぐに電話をして自分のうちに呼んで、彼にどうしてこういうことをやるのだという話をしたところ、簡単に言えば、彼が悪いのはわかっていると。悪いのはわかっているのだけど、自分たちはこれで飯を食っているのだから、どうすればいいのだと。つまり、釣りの業界自体はこのブラックバス問題に関しては、悪いのはわかっているんですよ、既に。ですからいろんな人たちが集まって、頭を集めて、いろいろな方たちの考え方とか、議論とかというのを、今さらやらなければいけないのかというのは、僕なんかにはよく理解ができない。生物多様性条約にも日本は批准しているわけですから。批准したということは、義務があるわけですから外来生物に関しては、積極的に駆除したり排除したりしているということは当たり前なことですよ。ましてや、簡単に言えばいらっしゃっているこの日本釣振興会と、全日本釣り団体協議会さん、ではなぜこの場所にいらっしゃるのか。僕はよくわからない。もしかしたら考え方を改めて、この防除に関しては日釣振さんも、全日本釣り団体協議会さんも、防除には賛成できないと、前から言っているわけですね。ですから今日いらっしゃっているということを見て、僕はもしかしたら、いや、やっぱりちょっとこれはこのままだとまずいだろうということで、恐らくこれから防除するのに当たっては、相当に費用がかかるということがわかっていますから。先ほど、全内漁連の専務からもお話がありましたように、防除に対するお金がとてたたくさんかかって、とても出せない。そういうことであれば、当然、バス釣りを推進してきた、日釣振さんと全日本釣り団体協議会さんが、費用を負担していただけるんじゃないかなという期待を、ちょっと僕は持ったわけです。

先ほど、でも、お二方の話を聞いていると、ほとんどそういうような話はないのですね。とてもお金を出そうとかということではなくて、少なくとも管理釣り場、公認の4湖に関して、いけないところでは魚を釣ることは、協力するのはやぶさかじゃないと。釣って生かして運んでその公認された4湖と管理釣り場に放して、そこでバス釣りは存続させるということのようですね、どうも話は。ちっともつまり、反省も何もしていないわけですよ。僕らは一般国民として僕自身も釣り人です。自然を考える釣り人の会からの話もありましたけれど、私たちは釣り人です、みんな。釣り人がなぜ、日本釣振興会、日本の釣りを振興する会のはずなのに、なぜ、外国のバス釣りを振興するのか、よくわかりません。そういうことをちょっと、あとで直接お聞きをしたいというふうにはいろいろ思います。いろいろ直接お話をする機会はないものですからね。ただ、僕らは10分ぐらいしかありませんのでね。

一番心配しているのは、今回の管理釣り場を何とか認めていただきたいという話が出てきているのですね、釣りの業界の方から。管理釣り場って何ですか、一体。大正14年、

日本に初めて、芦ノ湖に持ち込まれたブラックバスは、日本の箱根の芦ノ湖は事実上管理釣り場であったわけです。それから80年たっていますよ、もう。今、日本じゅうにいます。管理釣り場の「管理」という言葉の意味が、全くわかっていないんじゃないかと思う。管理ができなかったから、日本じゅうにこうやって広がっているわけです。いまだにまだ広がっている。今、川でスモールバスがどんどん釣れていますよ、近郊の川でも。そういう現状をどういうふうに考えていらっしゃるのですか、一体。もう管理できないということは、80年かかって、実験してあるわけじゃないですか。さらに新しく、まだ管理釣り場をつくりたい。それはつまり、管理釣り場をつくりたいということは、彼らはバス釣り産業を、今は風当たりが強いから、少し控えようと。それで管理釣り場に逃げ込もうと。管理釣り場に種を持っていけば、密放流にはまだ使える。管理釣り場をやっていれば、バス釣りの経済も若干、そこで温存される。

そこで一番僕が嫌だと思うのは、管理釣り場においては……。

【井上氏】 座長、これは質疑の時間じゃないんです。各団体のご意見を言いなさいというから言っているんであって、今秋月さんが言われたようにおたくの団体が考え出ることがおかしいというのは議論の場であって、だから生物多様性研究会がどういう考えを持っているか、これを言ってもらいたいですね。おかしいですね。

【秋月氏】 そういうの、わかって言っているのですよ。

【井上氏】 おかしいことはおかしい……。

【秋月氏】 ですから管理釣り場の話触れます。

【多紀座長】 秋月さんちょっと各団体のご意見を願います……。

【秋月氏】 ですからこの管理釣り場のことに関しての反対だという、絶対に反対ということの意見を言います。

先ほど言ったように、バス釣り産業の温存、管理釣り場ですね。悪しき経済のこれ温存ですから管理釣り場を認めるということは、タネをそこに持つということでもありますから密放流がなくなるということですよ。バスがいるわけですからね。それと一番嫌なのは青少年を初めとする教育の場として、子供たちに対する、バサーを養成する学校になっちゃうんですよ、バスの管理釣り場というのは。それを非常に僕は恐れているわけです。ですから今回、いろんなことを言いたいのですがとりあえず今このことに関しては、管理釣り場それから公認の4湖も、時間をかけてやめていくと。管理釣り場に対しては一切もう認めないと。バス釣りの管理釣り場ですね。これに関してはやめていくという方向をとっていただきたいというのが私たち生物多様性研究会の願いです。

以上です。

【多紀座長】 どうもありがとうございました。これで6団体のご発言が終わったわけですので、これから今のご説明について委員の方からいろいろと各団体にご質問があったらお願いしたいんですが、今もちょっとありましたけれども、これはあなたの考えに

賛成だとか、反対だとか、そういう議論の場ではここはないので今までいろんな意見、立場を表明なさいまして、それについてもっとこの辺は詳しく聞きたいというようなことであって。それからもう一つ、「お前、この前、インターネットでこういうこと言ったじゃないか」とか、言った言わないの水掛け論の場ではございませんので、それだけは十分ご承知置きお願いをしたいと思います。

ということでそれはともかくとして6団体がそれぞれの立場、いろいろな立場から、それぞれのパースペクティブで非常に豊富な情報と、非常に示唆的な情報、ご意見をまことにありがとうございました。

それではこれから30分時間がありますよね。30分時間がございますので、質疑をお願いをしたいと思います。

まずは委員の方から、ご質問等ありましたらお願いをします。

瀬能委員、お願いします。

【瀬能委員】 質問の前に防除が必要だということでは、恐らく余り意見に差がなかったと思うのですが、具体的に法律との関係で例えば運搬の問題だとか、保管の問題だとか、あと管理釣り場の問題だとか、その辺はやはり先に事務局の方からきちんと説明していただかないと、議論にならないのではないかと思います。

【小林委員】 むしろそれは今の議論は、ここの6団体から聞いたことに関しての質問があったりすれば、それでよくて後で議論すればいいことだと思いますから、先に6団体が今日、今、伺った話に関してしたらどうでしょうか。

それで私、思ったついでにお話ししますけれども、私もはっきり言って釣り人なんで、自然を考える釣り人の会から、そのバス駆除に協力して大勢の方が賛同してくださっているということで、釣り人の中にもそういう方がいらっしゃるというお話があって、大変心強く思って聞いていました。

そこで先に日本釣振興会と、全日本釣り団体協議会の方からご説明があった主旨でご質問したいのは、この両団体の方々は駆除といいますか、事業に協力してバスを駆除するというか、バスを殺処分するということに関して、どんなふうなお考え方をしているのか。それには協力できないというふうに考えていらっしゃるのかどうか。それを伺いたいです。

両団体ともバス駆除事業で取った魚は管理釣り場へ持って行って、移すというふうにおっしゃって、書いていらっしゃるりするるのでそれだと駆除に名を借りた、管理釣り場、バス釣り場を拡張しよう、名を借りているだけなんじゃないかという気がするものですから、その辺その防除というか、駆除に関してどういうお考え方でいらっしゃるのか。もう少しははっきりお話しいただければと思います。

【多紀座長】 どちらが先でも結構ですから、両団体から。

【井上氏】 限られた時間で、小林先生には申しわけないのです。かなり前から言い続け

てきたことで、いわゆる4湖には対応する。それからいわゆる環境省の方々との会話の中で、完全に閉鎖水域で管理が全くパーフェクトに遂行される管理釣り場というのは、認めていっていいよというようなお言葉が出たのは事実だったんですね。だから、当然ながら防除水域計画にこの防除水域というのを見つめてきた場合に、非常に貴重な魚がいて、ここはまずいよというのは、当初から私どもそういうところに、いわゆるフィッシュイーターであるバスが現存するのは、これはやっぱりまずいということで、それについてはご協力して、それから排除していくよということは、理論的にもそれは合点がいつている話です。ということをお願いしてきたので、もう一度申し上げますとそういう水域である。

一方は、いわゆる第5種免許をベースに公認されている釣り場は厳然としてあるわけですね。だからそこへ移すということは、これは理論の末の結論なのではと思うんですが、私どもは、正しい考えだというふうに思っている次第だと。今回だけの話じゃないという前提ですね。

【小林委員】 実は随分前からバスの問題というのは、秋月さんもそうおっしゃっていましたがけれども、放流禁止になっていたわけですね。それが全然止まっていない事態というのが現にあって、その管理釣り場というのがそういう問題をできるのかどうかという疑問があって、要するに本当に管理できるのかどうかという疑問があって伺っているの、それがどうなのかなという感じですね。

【井上氏】 ここは秋月さん、それから全内連の橋本専務と毎回、私、秋月さんと初めてなんですけれども。我々の日釣振と秋月さんと触れ合う機会も過去あったと思うんですが。この辺、密放流論について全然現実かみ合わないのです。

我々は啓蒙活動も当然、小林委員ご存じのように平成4年に水産庁が、外来魚を移植してはだめですよということを、いわゆる水産庁長官通達ですかね。通知、これでは出されるまでは、確かに想像してもあつただろう。そう悪い意識は結局なかったのが事実なのですね。それまではきっとあつただろうというのが、私どものスタンスです。密放流という用語はともかくとして、自分の近くの釣り場へバスを持って行って、釣り場をつくったというような時期は、平成4年の1992年、この通知まではあつただろうと想定をしています。

それから、その通知が出てからは非常に我々もこういうことは悪いことだと、簡単に言う。そういう啓蒙活動をやりましたし、簡単に言うとかみ合わないのは、橋本専務にも毎日密漁、放流が本日もやられているということに対して、本当に証拠を出してくれと。我々もこれは犯罪行為だと知って、とらえているので、証拠を出してほしい。

それから水産庁にも申し上げたのは、これは犯罪行為だからこれは大きな罰則を持って臨むということであつてもいいです。という提案を申し上げました。したがって、もともと、この密放流、現在も行われているという認識に、物すごく乖離があるわけです。乖離があるのです、これは。我々はほとんど皆無、犯罪者的な率でしかあり得ないんじゃない

かというふうに思っているのがこの構造に対するわけなのです。

【多紀座長】 わかりました。

【井上氏】 平成4年まではあったでしょうけどということを上申している。

【多紀座長】 日釣振は、密放流はないと、公にはそういうことなので。これ以上は論議になりませんので、特にここでそれを論議する場ではないので。秋月さん。

【秋月氏】 今、井上さんがおっしゃったのですけれども、密放流はないという認識だということですが、これはきのうの情報です。釣り業界の関係者からの情報ですが。

スモールマウスバスが埼玉県の入間川、利根川の中流域、赤川、それと新潟県の加治川、これは中流域で、40センチクラスのスモールバスが1日に10匹から20匹釣れている。ルアー釣りの人です。きのうのニュースです、これは。スモールバスの釣り場というのは、次々とふえているのです。減ってなどいないのです、一つも。おまけに川に放されている。もともと川で泳ぐ魚ですから。

それで密放流していないともしあなたたち業界がおっしゃるのだったら、密放流者のお金でなぜ飯を食うのですか。いけないことだと認識されているとおっしゃいましたよね。密放流者のお勘定で飯を食うことになっちゃうじゃないですか。

【多紀座長】 ちょっと待ってください。

【秋月氏】 それはすごくおかしな話だと思うんですよ、社会的に。

【多紀座長】 秋月さん、ちょっとね。これ、そのような論議は、今までにオオクチバスの小グループとか、魚類の委員会で随分やってきたので、この場はそれをまた蒸し返す場ではございませんので、ちょっと軌道修正を、皆さんお願いをいたしたいと思います。

ですから最初に言いましたように、委員から今までのご発言の内容をもう少し詳しく知りたいと。そうしてそういう情報を、これから後から環境省の方から説明がありますいろいろな指針とか、そういうものに組み込む参考情報にしたいということが、今日の主旨でございますので今までのような、賛成、反対の、私、最初から言いましたように、それを蒸し返す場ではございませんので、どうぞ、その辺はご認識をお願いをしたいと思います。

ということで委員の方から。では中井さん、どうぞ。

【中井委員】 三つ目の自然を考える釣り人の会の方が言っておられた部分で、最初の2団体、日本釣振興会さんと、全日本釣り団体協議会さんが、すべての釣り人を代表しているかのような主張をされるのは、それはちょっと違うだろうということで、それは後から今の委員の小林さんの方からの発言も、かなり通じると思うところがあると思うんですけれども。

同様に、内水面漁協の方でも漁協の中には、全内協さんの資料ですけれども、漁協の方で大現場の管理ができないという。それでまた現場の中にはそういう要望を出したいところもあるというふうなこと言っておられますけれども、どうもお話を聞いていますと、やはりそれぞれ釣り人の中にもバスの利用について、これ以上は余り規制を加えてほしくない立場と、あるいはもっと規制をしてほしい立場があるということ。あるいは漁協の中

にも、両方の立場が入り混じっているというふうに、やっぱりお見受けするんですけども、そのあたり特に全内さんの方では、そちらの方の話、余り今回なかったと思うのですが、実際のところ、どうなのでしょう。

【橋本氏】 私どもは一応アンケート調査なんかもやっております、全体、ちょっと個々の細かい話になっておりますけれども、基本的にやはり先ほど申し上げましたように、漁協はもうこの駆除の対応で参っているということが、大体全体のアンケートの結果から出ております。ただ、アンケートを見ますと漁協は基本的に、もともと自然保護団体の方たちと違うのは、要は漁協はもともと経済活動をやる場所なので、それは商売になるんならやりたいという方は当然いますので、そこのそういう意見もあります。ですから、そういう面では先ほどちょっとお話がありましたように、全体が足並みそろっているとは思いませんけれども、大ざっぱに言いますとやはり今の漁業経営は、外来種によって経営が成り立たなくなっているというのが基本的にありますので、一部にはできれば機会を見て、やりたいという声もアンケート結果はありますけれども、全体としては、外来種はもう嫌だということになっていきます。ちょっと答えになっていきますかどうかわかりませんが。

【中井委員】 続けてすみません。あと釣振興会さんと釣り団体協議会さんの方にお伺いしたいのですが、特に釣り人の立場という形でのご主張だったと思うのですが、それぞれの方がおっしゃる、その釣り人と自称されるのはどの程度、やはり釣り人の意見を代弁されていると思っておられるのかなということ。

もう一つが、小林さんの方が少し意見されかけた部分の、ちょっと補足になるかもしれませんが。利用水域へ駆除水域で捕獲したものを生かしたまま利用したいという。それは実際にそういう要望は当然あるでしょう。利用したい立場とすれば、当然あると思うんですけども。もし、それが認められない。あるいは認めるのはすごくハードルが高いとしたら、それでもなおやる、殺処分を含めた形での協力というのが、釣り人としてできるのかどうかという、そのあたりどれくらい状況を把握されているのか、2団体にお伺いしたいと思います。

【井上氏】 後半のご質問はもうちょっと、ちょっとぴんと来ないので、また要点をお話しいたきたい。

前半は、私どもはそんな大げさに、全釣り人を代表してという立場じゃございません。もうしょっちゅう公の立場で申し上げているのは、私どもは誤解があるといけないので、改めてお話しします。業者の方、それから釣り人の方、それから釣り団体の方、この方々が会員で入っていただいている。これは5万5,000人です、現在。だから5万5,000人の関係会員を代表して、物を申し上げているつもりです。この数字はしょっちゅう公の場所で申し上げていますので、中井さんのご質問は、どの程度ということでもありますので、5万5,000。だから通称1,500万と言われていきますので、今のところ、公に話す場所で1,500万分の5万5,000、このレベルで発言をしていると。そして、

いろんな釣種の方々が絡んでいるのも事実ですから。先ほどちょっとあったように、すべての会員がバスを活用ということをお願いしているということを公の席では言っていません。やっぱりある割合で意見を集約をしているということで申し上げているのが事実です、後半は。

【中井委員】 要は生きたまま移動すること認められない。あるいは認めるのは非常にハードルが高いとして。要はつかまえたのを、そのままキープしなければいけない。あるいはキープしなければいけないような形での協力は、果たしてできるのか。できるものかどうかということですよ。今はある、運べるという条件なら、協力するということは、何度もお伺いしているのですが、そうではないことは全然お伺いしていませんので、そのあたりはどうかということですよ。

【井上氏】 だから先ほどのキャッチ・アンド・リリース禁止と微妙に絡まっている部分はあろうかと思うのですよね、今のご質問だと。だから今のところ、イメージとしては、先ほど、当初に日釣振の考え方というようなことで申し上げたように、片一方に認められている水域があるのも事実ですから。だから、だめよと言ったところ、我々も認めますと。その場所から認められている水域へ移すというのは、我々の常識ではごく普通だと思って、きょうは意見を申し上げました。

それ以外のキープという意味の奥はなかなかわかりませんね。その辺、また解説いただくと、お答えはしやすいかもわかりません。

【多紀座長】 ですから日釣振としては、生体の運搬は認めてもらいたいと。日釣振はそういう主張であるということですよ。

【井上氏】 それはお伺いしているのです、それはあくまで条件です。協力の条件です。

【多紀座長】 協力の条件。

【井上氏】 と聞き取れるんですけども。

【多紀座長】 それがないと、防除には協力できないよと、そういう意味ですか。

【井上氏】 ただ、逆にある釣り人の方々は、それは積極的に協力したいと。

【多紀座長】 それからもう一つ、これは私、今、一委員として、ちょっと口を挟ませていただきますと、キャッチ・アンド・リリースも同じようなことですよ。かなりキャッチ・アンド・リリースが、あるところではいいと。でも、キャッチ・アンド・リリースが、ほかの魚と同様にオオクチバスでも、倫理的にも、大きさに言えば認めるべきであるというような主張だと、私も受けとめたんですけども、それでよろしゅうございますね。

【井上氏】 それでじゃこれが答えになるのかどうかわかりませんが、例えばこの防除水域とのみんなに認め合って特定をした。そこに行っちゃいけない水域というのがつくられたと言っているんです。それから私ども今申し上げたのは、公に認められている、少なくとも4湖あるから、そこへ動かすのを認めてほしいという話をしました。しかし、それを越えて、じゃ防除水域でそれもなしということだと、これは殺すしかないですね。簡

単に言うと。それは今のところ、我々としては頭にはありません。

【多紀座長】 日釣振はそういう主張であると。ございませんか。

ほかの委員から、質問等、コメントございませんか。

【竹門委員】 遅れて参りました。京都大学の防災研究所の竹門と申します。

先ほどからのお話の中で本法律の根本的には、二つ目的がございますね。生態系のその被害、それからその農林水産業の被害というのを防ぐというそういう目的がございます。ですからその点は、WWFの水野さんがおっしゃったように、決して駆除すること自体が大目的じゃなくて、大目的というのはやはり日本の水域の保全というところにあるんだと思いますね。その場合にそのこと自体を、各団体、あるいは国民の方々が合意というところに至っていないと、何のためにやるのかということがばらばらになってしまいますね。そういう中では、決して教育上あるいは国民の精神衛生上も、よろしくないと思います。

したがって先ほど水野さんは、学者が言う目的じゃなくて、もう少し国民にわかりやすく、生物多様性を保全する。あるいは水域の保全について、わかりやすく説明する形をとってほしいというお話がありましたけれども、ぜひ例えば日釣振の方も4湖の扱いについてはまだこれから議論があるかもしれませんが、それ以外の日本の各地の湖沼、あるいは河川、それからため池について、どうあるべきというふうにお思いなのかというのは、1回聞いておきたいと思いますね。

私の個人的な意見で言えば、1950、1960年代に田舎のコブナがたくさん住んでいた。あるいはさまざまなゲンゴロウだとか、いろいろな水生昆虫がたくさんいた。そういう日本の田舎の風景というのがまた戻って来てほしいし、そういう中で自分の子供たちも教育していきたいという、そういう気持ちはあります。ですからもし、そういったところで合意が得られるのであれば、多くの日本の湖沼についてはそういうそれぞれの地域ごとの、個性のある自然の目標像をつくっていきましょうやというところで合意していただければ、いろいろな利害の違いはあってもやり方は違ってもその最終的に目指すところというのは見えてくるんじゃないかと思うんですね。

釣りのあり方というの、そういった合意の中で楽しめる釣りというのを考えていけばいいんじゃないかと私は思うんですけども。

ですからぜひ、これはどの団体にとは申しません。私の団体ではこういう水域のあり方というのが望ましいと思うというところで、ご意見をいただければと思うんですけども。

【多紀座長】 今のご意見に関連して、どうぞ。橋本さん、どうぞ。

【橋本氏】 それでは私の方から、今先生の方から何かいろいろなお話は、若干、悪く言えば私ども長く経験して困っているのは、すみ分け的な話のパーソナルプラン。それで私ども今のお話を伺いますと、すみ分け的なお話をやれば良いという。私どもは、結局、すみ分けてもいいんですが、守れないと。こちらの池からこちらの池へ持って行かないという保障はないということで、私どもは駆除という言葉を使いましたけれども、もう

守れないということを長い経験したので、これはだめだということで私どもバスはもう日本にいてもらっちゃ困ると。どちらかという、そういう表現でいたわけです。

ですから今、お話のあった形は、ちゃんと日本固有の、古来のそういう体系がある中で、ブラックバスがいたっていいんじゃないかというふうにも聞こえますけれども、そういうふうでなければいいんですけれど、私はちょっとそういうふうにとりましたので、そこはちょっと違うんじゃないかと、私どもは……。

【竹門委員】 そういった覚えは全くないんですよ。日本の在来の生物群種で構成される池沼、河川というものを目標とするべきであろうというのが私の個人的意見ですね。けれども、そこについてはある程度の合意形成というのが必要であって、その中でもし4湖であっても、そのオオクチバスがいればそれが問題を起こすという図式が、本当に明らかなのであれば対策を立てなければいけませんけれども、個々の地域で目標とするその生物相というものがどんなものかというのは明確にしていけないと、対策の立て方も明確になりませんね。というのは、それぞれの生物が要求する環境条件というのは、物理的にも地形的にもあるわけですから、それは明確にしていかななくちゃいけない。

【多紀座長】 ちょっと申し上げますと、竹門さん。これまで魚類の小委員会がありまして、それからオオクチバスについては、小グループというのが4回ですか。議論を重ねてまいりまして、そのような議論を今までしてきたわけなんですよ。そして、それに載って、やはりそのオオクチバスはできるものから、それからやるべきところから防除すべきであるという一応委員会は結論に達しまして、それではどのようにクライテリアで、どのような方法で、どのような体制でやるべきかということ議論するということで、この委員会の段階になったわけです。あとから審議をお願いすると思うんですけど、ここにちょっと指針がありまして、指針の中では例えばどういうところから手をつけるかと。まずそうするとある意見は非常にエンデミック、何か非常に固有性のあるところからとか、九州、非常に危ないのがあるところからやるべきだという意見がありまして、さらにそういうところだけじゃなくて、その地域の地域特性という、いわゆる単なる平凡な里山でも、そこも原風景的な、私は余り原風景という言葉好きじゃないんですけども、原風景的なその魚相を保とうよと。回復しようよというふうなことを指針の方ではまた論議することになっておりますので、また、そのあたりでご意見をぜひ、お願いをしたいと思います。高橋さん、どうぞお願いします。

【高橋委員】 日釣振の方と釣り団体の方にお伺いしたいんですが、最初のご発言で、6月の法律施行後は防除に協力したいというふうにお話があったんですが、そのお話の中でよく伺うと、4湖にバスを運べる場所でしか協力しないということですね。そうですね。

【井上氏】 今の技術では足りないところだということも。

【高橋委員】 そういうことが協力というふうに言えるんでしょうかね、一般的な社会によって。こういうことを……。

【井上氏】 だからそれを意見に対して、ご意見というにはやっぱりおかしいんじゃないんですか。

【高橋委員】 こういうことを釣り団体とか、釣りメーカーの団体のトップの方が言い続けるということは、ますますバス釣りを反社会的な集団にしていくことになりませんか。こういうことが社会に認められると考えているのですか。

【井上氏】 そうは、委員がおっしゃるような方向でとらえていかないだろうという予想のもとに意見を言っているつもりなんですがね。

【多紀座長】 日釣振の意見として、本日は聞くんですよ。それ以上の論議は申しわけないけれども、確認という段階で今はおさめてください。

【瀬能委員】 日釣振さんにお伺いしたいんですけども、管理釣り場がかなり、秋月さんの話でもポイントになっているような気がするんですが、管理釣り場を現実に今、どのぐらい、そういうことを6月1日以降、新たに始めたいというふうに考えているところがあるのか。そういった具体的なその数というか、要求というのはどの程度把握されているのかということと。

それからかなりその厳しい制約といいますか。特に持ち出しの監視に関しては、ただ例えば、柵で囲っただけではなかなか安心できないという感覚があると思うんですが、それなりのコストというか、手間をかけなければ、多分維持できないような気がするんですが、そのあたりについてのビジョンといいますか。やっていけるのかどうか。あるいは具体的にはこの程度までだったらできると。特に監視の部分ですね、そのあたりについてのご意見を伺いたいんですが。

【井上氏】 数はまだ日釣振のメンバーの中にも含んでいません。ただ、技術的に、やはり日本の水域には閉鎖水域というのは間違いなくあるわけで、そこでかつちりした防除施設、拡散をしない施設、それは可能だろうというふうに思っています。それは一体全体、どういうコストがかかるのかというところまでは詰めてはいませんが、常識的に可能だろうというヒアリングは、あるところとはやりました。そういうレベルです、申しわけない、今のところ。

【中井委員】 今に関してなんですが、新規にというと、そういうお話があるかもしれないですが、既にある管理釣り場ですね。特に受益者の方々だったら、ある程度ご存じだと思ってしまうんですけども、それは具体的にどこにどれぐらいの管理釣り場が今あって、例えば、どんな魚を利用してというのを、情報としてはある程度集約されているものかどうか。というのは、これは登録も何も要らない業種だと思うので、ちょっとそのあたりの現状把握状況をお伺いしたいのですが。

【多紀座長】 そうですね。そのあたり、日釣振とそれから釣り団体連合会も、何か情報をございましたら、ぜひ、教えてください。

【井上氏】 それは中井先生、あれですか。いろんな魚種を含んでという。それは全部手

元に資料として整えています。だから、プラスアルファがあるんじゃないかなという、あつちの目で、最後のつめをやっているんですね。それは私の仕事としてやっています。

【多紀座長】 小島さんの方で、何かそういうデータはございますか。

【小島氏】 うちの方はありません。

【竹門委員】 先ほどの続きになるんですけれども、3釣り団体の方をお願いしたいんですが、釣りをする場所でオオクチバス以外のものを目標とする釣り場というのは、当然、日本中たくさんあると思うんですけれども、そういうところでは当然、バスというのは、釣り人の立場に立っても、バス釣りの立場じゃなくて、別の魚を釣りたいと思っている人の立場から見れば、駆除をする方がよいという結果になると思うんですよ。

ですから例えば、日釣振の井上さんの立場としても、そういう場所においては、バスを駆除していくということ自体が、日釣振の方針にあると思うんですけれども、それについては、どのようにお考えでしょうか。

【井上氏】 先ほど座長が言われたように、全国水域、水域の特性があるという前提であれば、今、委員がおっしゃられるような場所もあると思っています。それはほかの魚を、やっぱり守らなくちゃいかん。バスは除いた方がいいという水域は間違いなくあると思います。

【竹門委員】 その場合、移動云々という契約は関係なしに、駆除という対応をしていくわけでしょうか。

【井上氏】 より優秀な釣り場にするために、バスの排除をやるべしという結論に至ると思います。

【多紀座長】 ほかに。瀬能委員。

【瀬能委員】 全内漁連さんにちょっとお伺いしたいんですけれども、漁協、今、私も直接その現場には行っていませんが、インターネットとかいろいろなホームページ等を見させていただくと、地域によっては漁協さんが地元の釣り人と合議の上で、バスを有効利用していこうというような動きを、結構、この何か月か。特にこの2月以降ですかね。パブコメ以降ですか。盛んに議論が行われているようなんですが、その辺の現状と伺いますか。先ほど、中井さんの方からのご質問の中でも、全部が全部同じ意見ではないということ、さっきちょっとおっしゃられたと思うんですが、具体的にバスを有効利用しようと考えている漁協というのは、どのくらい、全国の中であるのか。そういったことを把握するような努力と伺いますか。何か情報収集みたいなことをやっておられるのでしょうか。もし、やっておられたら、その辺の情報をお伺いしたいんですか。

【多紀座長】 お願いします。

【橋本氏】 ちょっと触れましたけれども、先ほど、全内漁連としましてアンケート調査をやっておりまして、その中で漁協でいろんな質問をしておりますけれども、中に抜けようとして、有効利用としてやりたいかという質問に対しては、一部やはりやりたいという

のがあります。

ただその程度がそれ以上、気持ちとしてはあるということでも有効利用したいというのは幾つかあります。細かい数字、実は今手元に持っておるんですけども、的確に、それを幾つというのを読み取らないとできないので、あと必要ならお渡ししますけれども、それは私どもの全内のホームページに入っていますので、ごらんいただければ出ますので、そこを見ていただきたいと思います。

そういうことで、幾つかはできればやりたいと。背景は先ほど言ったように、私どもはやはり基本的に漁業者は経済活動をやっていますから、もうかるところはやりたいというのは、それは当然全内のそういう状況にありますんですが。ただ、それは経営者の見方といえますか。在来種はやはりとらないと、これは在来種がいなくなれば、経営的には一時的によくなるかもしれないけれども、という多分考え方でいけば、それはちょっと外来種はやめようという、多分そういうところが強いと思うんですね。一時的には、やればもうかるかもしれないけれども。だけどもそこは抑止されて、ちょっと冒頭にご質問のありました、若干私の方にもありました、幾つかの点でやりたいと。県の一部の漁協で。ただ、それも背景聞きますと、地域振興をやりたいので、ちょっと漁協の会長が手を挙げたということで完全に合意はされておられませんし、タップされていないと私どもも思っていますので、大きな私ども二、三聞いております。ちょっと特定の地域の名前は言いませんけれども、情報はあります。地域振興を図りたいというのが、一番のことだと思うんですけども。よろしいでしょうか。

【多紀座長】 時間も迫ってまいりましたので、あと一つだけ何か、ご質問。どうぞ中井さん。

【中井委員】 意見というかお願いなんですけれども、ちょっと一つだけお願いなんですけれども、先ほども、釣り人の心情に配慮した取り組みという形で、ご提案があったと思うんですけども、これは実は委員会の初期の段階でも出て来た言葉なんですけれども、今、防除に向けて動こうとしている、そのそれぞれの水域地域にはバスを釣る人以外にも、当然、地元の方々がおられ、漁業者がおられ、在来の魚を釣って楽しんでいる人がいる。さまざまな人たちが、やっぱりこの問題を共有している部分があるんですね。だからその中で、それぞれの立場の人たちの心情にも配慮した取り組み、提案をぜひしていただきたい。すなわちそれぞれの提案をされたことが、そういう人たちにどういうふうを受けとめられるだろうかと。その配慮というのをぜひしていただきたいなと思いました。

【多紀座長】 ありがとうございます。今のはちょうどWWF Jの先ほどの発表ともつながる問題だろうと思います。

まだまだいろいろと意見、ご質問ありますでしょうけれども、一応以上でもって関係団体のヒアリングを終わりたいと思います。

これからは10分間休憩して、その時計で3時15分から再会をいたしまして、防除の

公示と防除の内容について審議をいたします。10分間、休憩といたします。

(休憩)

【多紀座長】 時間がまいりましたので、委員会を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

ではこれからこの議題の1が終わりまして、議事の2でオオクチバス等の防除について、その防除の、まずは公示について検討をいたしたいと思います。防除の公示というのは、主務大臣が行うものでしてこの部分ではいろいろな生物群、他の生物とかなり横並び的なところがありまして、かなりならした概括的な内容になっていると思うんです。後から言いますけれども、それをつっかえ棒としてさらにフォローをするのが、防除の指針というふうにご理解をいただきたいと思います。

それではまず防除の公示について、事務局からご説明をお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【堀上補佐】 それでは資料1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

資料1が、オオクチバスに係る防除の公示の素案ということで出させていただきます。

まずこの防除の公示の位置付けについて、若干ご説明させていただきます。参考資料1をまずごらんいただければと思いますが、ちょっと細かくて恐縮なのですが、参考資料1は、法律の条文そのものでして小さい字でまことに恐縮です。その第1条に目的が掲げられておりまして、そこだけちょっとお読みいたします。「この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管、輸入、その他の取り扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講じることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命、身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。」これが法律の目的になっておりまして、先ほど来お話がありましたとおり、大きく規制という手段、それから防除という手段、その措置を持ってこの法律の目的を達成するというところでございます。

参考資料2をごらんいただきたいのですが、防除についての法律の該当条文と、それから、法律の下に位置しております施行規則の該当条文をそれぞれまとめてございます。

外来生物法におけるオオクチバス等の防除について、最初のところですが、野外における特定外来生物について、生態系等に係る被害を生じ、又は生じるおそれがある場合において、主務大臣及び関係行政機関の長が防除の公示を行い、被害の発生を防止するため、必要があるときには防除を行うということになっております。

この防除の公示を行うときには、関係都道府県の意見を聞いて行うということにしております。そのことがその下に囲み、実線の囲みが法律の条文で、点線の方は施行規則です。法律の方は既にできておりますが、施行規則は今、準備をしているところで、今月末に告示される予定でございます。ですのでまだ施行規則自体は、これは案ということでありま

す。

それで第11条というのが一番上の四角の中にありますが、その2項ですが、主務大臣等は防除をするには、関係都道府県の意見を聞いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。公示の中身として1から4までございまして、1が特定外来生物の種類、2が防除を行う区域及び期間、3が特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分、その他の防除の内容、4として、その他ということございまして、この4のその他については、その下の囲みでありまして、点線の中の第14条、公示の事項ですけれども、防除の目標、その他、防除に際して必要な事項と。これが公示の中身ということになってございます。

それでその下の実線の四角ですが、主務大臣以外のものによる防除というものがございまして、第18条で地方公共団体、都道府県、市町村でありますが行う特定外来生物の防除であって、公示された事項に適合するものについては、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。都道府県、市町村にあつては確認を受ければ、この法律に基づく防除であるということが言えます。

ここに書いてございませぬけれども、法律に基づく防除として確認を受けると、防除に伴う運搬、あるいは保管、そういった行為が、本来、この法律の規制で禁止されているわけですが、それが免除されるということございまして。そういうこともあって、もし生きたままに運搬するような場合には、この防除の確認を得ておけば一々許可を得ることは要らないと。

逆に言いますと、そういったことを伴わないのであれば、この防除の確認を受けることは必要なく、実は防除自体はできます。

同じように裏のページにいきますけれども、23条の下ですね。失礼しました。24条ですが、防除の認定の申請というのがあります、その上ですね。認定というのがあります。これは国、地方公共団体以外のものがやる場合、先ほど都道府県等は確認と言いましたが、民間団体の方は認定というふうに言っております。認定について同じように、認定されたものについてはこの法律に基づく運搬とか、保管については許可が要らないという整理になってございます。

この確認、あるいは認定を受けるときに申請をしなければならないんですが、その申請をするときには計画書なり、そういったものを添付して、国に、国というのは主務大臣、環境省またはオオクチバスについては水産庁に、申請を出すということになっております。

以上が法律上の位置づけでございます。

それで資料1に戻っていただいて、概要をお話ししますけれども、防除の公示自体は国が防除を行うときに告示をするということでありまして、オオクチバスのように全国にいるようなものについては、本来、その地域ごとに見ていかなければ、防除計画というものは立てられないわけですが、防除の公示自体は、一本で出していくということでありまし

て、ここでは防除の対象をオオクチバスということにして、防除を行う区域は全国という形で書いている。これは公示の性格上、ほかの種についても同じような整理をしてございます。

防除を行う期間は、ここで平成17年から平成23年、5年間を言ってございます。これも大体ほかの生物とも並びで書いてございます。

先ほどちょっとはしよりましたが、ミクロプテルス・サルモイデスと書いておりますのは、学名の片仮名読みというのをしています、これは政令で書くときの特有の表現でありまして、この特定外来生物を決めるときは、みんなこういうような書き方をしております。ここは科学者の方々にはいろいろとあるかと思いますが、ご了承願いたいと思います。

以下、オオクチバスという形で書いてございますけれども、先ほどの公示の中身に沿って、防除の目標、あるいは防除の内容、防除の内容としては防除の方法ですとか、あるいは留意事項を書いてございます。

ちょっと簡単にお話ししますと、防除の目標としては全国にいるオオクチバスについて、どう防除をしていくのかということでもありますので、余り詳細に書いていくことは、この公示上はしておりません。基本的には概括的に書いてございまして、生態系に係る被害の防止につきましては、被害の状況に応じてその目標を適切に立ててやっていくということでありまして、その場合の地域としては、①から③に書いてあるとおりでございます。全国的な観点から希少生物の生息しているところ、あるいは地域特有の生物相を有する地域というようなところ、それから地域的な観点からそういった地域、それが①、②ということを書いてございまして、その他の地域として①、②の地域に被害が及ぶおそれがある場合には、予防的な防除を行うと。防除の必要性を検討するというようなことになってございます。

こういった地域ごとに被害の状況に応じて、完全排除、あるいは影響の低減を図るということでありまして、全国で一律同じようなことはできないということからすれば、地域ごとにそれぞれこういったその地域を見ながら目標を立てていくということになります。

それから、イとして、農林水産業に係る被害の防止と。水産業に係る被害ということですが、ここでは重大な被害を及ぼしていると判断される場合には、完全排除、影響の低減を図ると。おそれがあると判断される場合には、監視に努めて、予防的な防除を行う。これについても全国ということですので、概括的な表現になっていると。これは国としても、地域ごとに防除実施計画は立てて必要などころでは計画を立ててやっていきますので、その都度、その地域ごとに目標を定めて適切な防除方法でやっていくということになります。防除の公示上は、こういった概括的な表現で6月に告示をさせていただくということでもあります。

5番の防除の内容につきましては、まず防除の方法として、生息状況の調査があって、それから捕獲等の方法というのが、その下にあります。

一番重要なのは、捕獲の方法ということですが、これは地域ごとにいろいろな状況がありますので、その地域の状況に応じて、効果的な手法を活用していくと。その中身としては、次のページに、上の方にありますとおり、①から③のような方法があって、①は、漁具による稚魚、未成魚、成魚の捕獲。②として産卵床の破壊、人工産卵床による卵、仔魚の駆除等の繁殖抑制。3番として、水抜き、干し出し、その他の手法というような、大別すると、この三つがあるだろうと。こういったことを地域ごとに組み合わせていくということでございます。

それから、ウ以下は、どちらかというと、留意事項のような形で書いてございますが、ウとして、防除により捕獲した個体の処分。ここは先ほど来、お話も少しありました。捕獲したオオクチバスの個体は、防除実施者の責任のもと、焼却、埋設、飼肥料への加工等、適切に処分するものとする。

捕獲したオオクチバスの生体について、生きている個体について、自分のところで飼う場合。その場合には、学術研究、展示、教育、その他公益上必要と認められる目的である場合に限り、許可を得て、飼養等を行うことができる。それは自分のところじゃなくて、だれかに譲り渡す場合も同様の目的で許可を得ている場合に限りできるという主旨でございます。

飼養等のための施設につきましては、別途定めております飼養等基準というのがあります。それに準ずるといってございまして、それに準ずるといってございまして。

それから、モニタリングをして、その進捗状況を点検し、結果を適切に反映していくということが重要。

それから防除の実施に際しての留意事項として、特に混獲の防止ですとか、あるいは地域の生態系への影響の防止に配慮。なかなか混獲をすべて防止することもできにくいということからすれば、そこを配慮するという形にしてございまして。

それから、防除の確認、認定、先ほどお話ししたとおりですが、そのときは国が認める場合、要件が幾つかございまして、①として、防除実施計画を策定し、申請書に添付するという。その内容は公示の内容に沿ったものであること。②として策定に当たって、協議、検討の場とか、地域における合意形成を図った場合には、その結果を実施計画に記載するという。③としては、防除を行う区域内の関係者、土地の所有者等と必要な調整を図るといって。④で、財政的、人力的能力、防除を遂行できるような能力があるかどうかということも見させていただく。これは認定に関してということでございます。⑤については、従事者に対して防除の内容を具体的に指示する。⑥については、実施計画に添付図面を入れるとか。⑦では、防除の実施に当たって、漁業調整規則と関係法令を遵守するというようなことを確認・認定の要件として書いてございまして。ここまで細かく法律とか、施行規則の方には書いてございませぬので、生物ごとに公示の中で、防除の確認、認定の要件は入れるということで、ほかの生物も同じように書いてございまして。

その他で防除手法の技術の開発。先ほどもございましたが、技術開発、普及啓発の推進というものを、これも概括的な表現ですが、入れてございます。

以上が防除の公示でございます。

【多紀座長】 以上ですね。そうしますと、ちょっといろいろと質問、コメントをいただく前に防除の認定。ですから、民間団体ですね。やる認定の場合にはですが、そうですね。認定の場合にはいろいろな定款とか、規則とか、そのようなものを出してやると。確認、都道府県等が行う、地方公共団体等が行う確認というのはあれですか。ただの通告とか。その辺はどう。

【堀上補佐】 すみません。確認及び認定両方ですね。申請が要ります。ただ、認定の場合には、少し余計に付けるものが増えてくると。

【多紀座長】 みずからをちゃんとアイデンティファイしなければいけないという意味ですね。

【堀上補佐】 そういうことです。

【多紀座長】 すみません。私が先に質問しました。

ですから申しましたように、かなり概括的なもので、あと実際の細かい例えば、先ほど申しあげましたフロリダバスを含むというようなものは、指針の方に入っているわけですが。ただいまの防除の公示の素案について、質問、コメント等ありましたら、ぜひお願いをいたします。高橋さん、どうぞ。

【高橋委員】 確認と認定の問題なんですけれども、これは例えば民間団体が、市民団体などが、地方公共団体と共同で実施した場合は、確認でよろしいのでしょうか。

【堀上補佐】 責任の主体がどちらにあるかということで判断されると思いますが、全くの対等な関係にあった場合には、それぞれ出していただくことになるかもしれませんが、県の指示のもとに、民間団体もその役割分担をして入っていると。全体としては、県の計画のもとにあるという場合には、県の方の確認のもとで県の計画が確認されて、それについてやっていくということになろうと思います。

【多紀座長】 よろしいですか。ほかにご質問。

【竹門委員】 2ページですね。ウのぼちぼちが三つ目ですね。譲渡し等とする場合の適用なんですけれども、第4条第2号の規定に基づいてというのは、これは本法律の方の条文ですね。特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るというふうに書いてありまして、じゃこれは一体どういう場合なのかなというので、もとの法文の方を見ますと、ここには第3章の規定による、防除に係る捕獲等、その他、主務省令で定める、やむを得ない理由がある場合というふうに書いてあります。では、この場合はどういう場合なのかなというのを考えると、結局、主務省令で定める、やむを得ない場合ということになりますので、これはもしかすると定めるといえるのは、現在定めている作業じゃないのかな、ちょっと循環論になってしまいますね。

【堀上補佐】 申しわけございません。現在定めているという案はもう既に出しております。施行規則の中でやむを得ない理由というのは適用除外の部分でして、適用除外の条文も書いてございます。例えば、非常災害の応急措置とか、これはちょっとこれから直に来るものではありませんけれども、例えば農林水産省、または環境省の職員が、法にかかる業務に伴って、飼養等する、引き取るような場合とかですね。あるいはそのほかで言いますと、警察等の責務として証拠品としてもらうような場合も当然ありまして、防除の中で何か出てきたときに、それを警察が引き取る場合も当然出てくる。そういったやむを得ない事由が幾つか適用除外としてありますので、そういったものを、基本的には規定に基づく行為ということで書いております。

【竹門委員】 先ほどの例のWWFの方から、防除の過程でそういうことを現場で生かしたまま移動しなくちゃいけない場合もあると。そういった、非常に細かいさまざまな規定が、この中にやむを得ないことの中に含まれてくるという考えでよろしいですか。いわゆるここに文章として明確にないものですから、疑問に思った次第。

【環境省 名執課長】 生かして防除にかかわる取り扱いについては、防除の実施計画の中で明らかにしてもらったものについては、それは防除行為の一環ということで判断しようというふうに考えているところです。

さっきWWFにありましたけれども、防除釣り大会で、オオクチバスを回収箱に入れる。これはもう死ぬことが前提になっているものだと思いますので、これに一たん死んだものというのは、特定外来生物ではないので、完全に法の対象から抜けていくという。そういう整理になっております。

【中井委員】 今のことに関連して、いつもこちらは確実にわかっている方はお答えいただけるんですけども、逆にどこまで大丈夫なのかなという心配な方についても、できたらちょっと教えていただきたいのが、今、竹門さんの指摘にもありました。WWFの発表でもありましたよね。例えば観察会等でその場で水槽に入れて見せる場合とか、あるいはちょっと移動させなければいけないような場合、彼らの提案としては、長距離を移動させる場合には殺してねというようなこと。あちらさんから言っている部分があるんですけども、それが例えば認定を受けている場合はどのあたりまで許される。一応許されると思うんですけども、受けていないような反発的なものについて、どのあたりまで可能なのかということが、やはり市民レベルでいろいろ取り組みをしようとしたときに。実はあれもだめよ、これもだめよというようなことが聞こえてくると、どうしても敷居が高くなってしまおうと思うのですよね。もちろんどんどん敷居を低くして、いけいけでやればいいという話ではないのですけれども、そのあたりの線引きをどこにするのかというのを、そろそろ教えていただきたいなと思うんですが。

【多紀座長】 お答えの前に、一言私も加えさせていただきますと、これは前の小グループのときも、それから内輪での勉強会のときも、実際問題として必ずというふうに出て来

た問題なんですよ。この辺はかなりきめ細かく、しかも今、中井委員のおっしゃったように、不正アクセスではなくてなるべく皆さんが参加できるような、性善説的な書き方でやっていただきたいというのが私の希望。すみません。とっちゃいまして。では、課長、お願いします。

【名執課長】 今、まさに中井委員が言われたとおり、今、本当に近々、これについては、特に保管と運搬というところが、この自然観察会などで引っかかってくるころだと思いますけれども、それについてはこういう解釈ですよということを知り、同時に、環境省のホームページなんかにも載せていきたいというふうに思っているところです。

どんな方向で整理しようと考えているかと言いますと、まず保管ですけれどもこういった観察会で水槽に入れて、見せて完全にその後戻すと。いわゆる釣りのキャッチ・アンド・リリースと同じような話だと思うんですけれども、戻すことが確実なことで、しかもそれをこういう形で占有している状態には当たらないというものについては、保管に当たらないという整理をしようというふうに考えています。

それから運搬ですけれども、運搬については魚の場合に限って話をさせていただきますと、その水域ですね。その水域と一体となったと考えられる地域、つまり湖岸まで引き揚げてというふうに考えていますよね。仕切りとしては、多分、湖なんかはそれに隣接する道路があると思うんですけれども、その道路の内側で観察会などで、水槽に入れてやる。そこまで運ぶという分については、例えそれで間違っただけの場合にも、湖に戻っていただくということで、運搬には当たらないと。そういう形で整理しようとしているところでございます。

【中井委員】 今のお心づかいの配慮には、一方で釣り大会への配慮というものが、かなり感じてしまった部分があるんですけれども、それはそれとして。

では、今の場合、湖を想定されている場合はそれでいいのですが、例えば川の場合もそれに準ずると考えて、同じ川の釣りのときに最も近接する道路の上までは認めるというような、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

【名執課長】 そういうふうに考えていただいて結構です。

【多紀座長】 これについては、かなり実際にやっている人たちが、実際、いろいろなケースがあると思うんですよ。それで環境省が、今、全部100点の答えをお持ちでは、あるわけではないだろうと私は思っていますので、これからも委員の先生方がいろいろと環境省の方からも、事務局の方からも意見を聴取しますので、さらにより現実的なものになりたいと思いますので、これからもその辺は示唆をよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにご質問、ご意見。小林委員さん。

【小林委員】 非常にオオクチバスの防除という、困難な問題に取り組む、国としての方針、姿勢に敬意を表したいと思います。

それで二つほど質問です。大きな点は、公示、この資料1の3ぽつのところで、防除を

行う期間ということで、約5年9カ月くらいの計画があると思うんですが、なかなかこれは困難な問題だと思うんです。それでできるだけ効果的な防除事業というのを実施して、実を上げるべきだと思いますが。これで達成し得ない場合というのは、そういうときには、どんなふうに考えているのかという点が1点と。非常にささいな細かい点ですけれども、2ページ目の先ほどもちょっと……、エの一番下のところに、3行ぐらい。網等に入れたままで一時保管する場合は、そういう基準が満たさなくてもいいよという、この主旨がちょっとよくわからなかったのですが、2点、ご説明いただきたいと思います。

【堀上補佐】 最初の点ですけれども、5年9カ月と申しますのはもともと法律について見直しというか。法律の状況を確認する期間として5年間というのがありまして、その間に起こったことについても、点検していこうということがありました。

ですからオオクチバスに限らず、ほかのも含めて5年間状況を見ていこうというのが一つの主旨。もう一つは、大体行政の計画は5年計画とかというのがございますので、国としては、そういった5年間を一つの期間とする。そこで達成し得なければ、やはりまた、更新していきますし内容も変えていくということでございます。

それからもう一点のエのところですが、これは実際琵琶湖について、先ほどもお話がありましたが、網生け簀に入れて、一時的に保管してそれを飼肥料にするために持って行くというケースがございます。これはですから、防除の実施計画の中に位置づけていく上でこういったものについては、実施計画の中にきちんと書いて、それで見えていくという主旨でございます。

【多紀座長】 よろしいですか。5年というのは、今、一般によく5年と言うし、横並び的な区分もあるということですね。わかりました。ほかにコメントはございませんか。

【中井委員】 多分ほかの委員も気になって仕方がない部分かなという気はしなくもないんですが。5ぽつのウの、防除個体の処分ですけれども、防除の内容の中の(1)の、ごめんなさい。ウですね。2ページのウです。防除により捕獲した個体の処分の二つ目のぼつなんですけれど、生体について飼養ができる条件として、その他公益上必要と認められる目的というのが、どのあたりまでを想定されているのかなということなんですね。要は生きたまま移動させて、飼養するというのがどの辺まで飼養と見なすのかということだと思ってしまうんですが。というのが、先ほどの釣り団体のご提案にもありましたけれども、そのようところが想定されているのか、されていないのかというのが、やはり一番気になることではないかと思って、今のご見解をお伺いしたいと思います。

【多紀座長】 お願いします。

【堀上補佐】 これもですね。法律的な用語ではあるんですが、中身が何かと言われたときに、今、こういうものですとはっきり答えられるものが実はあるわけではなくて、その他、公益上必要と認められる目的というのを、施行規則の中でも目的の一つに定めています。

そういう意味でこういったのを一応置いて、いろんな状況が考えられますので、それについても見ていくということで入れているというのが実状であります。

ですから、ちょっと今、この場で、オオクチバスについて、どういうことがあるというのを、詳細には申し上げられないんですね。

【名執課長】 一つだけ言えるのはですね。その参考資料3のところに、飼養等の目的の主務省令、これは案ですけれどもこの中に展示、教育、生業の維持、それから愛玩飼養、その他公益上と、五つ並んでいますけれども、こちらの公示の方で書いているのは、展示、教育、その他、公益上必要ということで、生業の維持と、それから愛玩飼養というのは、抜けているということは申し上げておきたいと思います。

【多紀座長】 そこまでいろいろ読めば、何かこういうことになるわけですが、この辺については、また今日全部結論が出るわけでもないと思いますので、委員の先生方もどうぞメール等で事務局の方へ、いろいろそういうご意見、示唆等をお願いをしたいと。また、事務局の方も、各先生にいろいろと……。

【小林委員】 ここの表現はあれでしょう。今の説明のように、学術研究、展示、教育というのは例示であって、公益的な必要と認めない目的というのが対象ですよというご説明で、だから、その他、そのほかに、この三つ以外に何かあるのかな、ないのかというよりも、むしろこの学術研究、展示、教育というのは、公益目標の例示ですよと、そういう趣旨の文章ですよ、役人用語で言えば。

【多紀座長】 そういうことなんですか。

【小林委員】 何か別にあるんだということではないですよ。多分、そう。違うかな。

【多紀座長】 大体イコールがそれなんだ。法律的には……、なるほどね。我々だとそのほかに、公益のあれがいっぱいあるように読んじゃうんですよ、素人はね。

【堀上補佐】 大変恐縮ですけれどもその他というのは、実はそのほかに一応あるということで、具体的にこれというのを、実は出しているわけじゃないんですが、そういう主旨です。

【多紀座長】 そうしますとかなりいろいろ、まだまだあると思いますけれども、第2回が27日までに、ファイナライズしなければいけないということで、一応時間の制約もございまして、防除の公示についての審議はこれで一応終わらせていただきまして。

続いて、防除の指針のイメージ（骨子案）というのがございます。これについて、まず事務局の方からご説明をお願いをいたします。

【堀上補佐】 資料2について、オオクチバス等に係る防除に係るイメージを出してございます。イメージで、かつ（骨子案）というのはちょっと申しわけありませんが。これまで防除の公示について、まずお話をして、この公示について補完するという形で、防除の指針というのが必要であろうと。特にオオクチバスについては全国にいて、全国でいろんな防除がなされているということもありまして、公示ではちょっと概括的過ぎるというこ

ともありまして、さらに防除の指針という形で詳しく出していこうと。この指針はガイドライン的なものとしてとらえていただければいいと思いますが、各地域で防除されている方に使っていただきたいですし、先ほどの確認認定についても、それをもとに見ていただいて、出していただければと思っています。

それでこれまで先生方にも見ていただいて、あるいは意見を聞いてきた中で、そういったご意見を踏まえて書いておりますので、それほど大きく漏れとかというのが、むしろ肉づけをこれからしていかなければいけないのではないかなということで、現在のところは骨子案という形にしてございます。

一番で防除指針の目的。性格というか、目的というのを挙げておりまして、これはオオクチバス等と言っておりますのは、オオクチバス・コクチバス・ブルーギル、この3種についてくくってオオクチバス等というふうな言い方をしてございます。オオクチバスに関しては、フロリダバスを含むというのをここで明記しているというところです。

それから五つ目のぽつ以降に若干この指針の使い方というか、どういったところで使っていただくというのを書いてございまして、多様な主体が行う防除について、目標設定ですとか、効果的な防除について、必要な情報提供をするということが一つ。

それから、確認認定を得る上では防除実施計画の策定が必要ですので、それについてどういうふうに策定していくかというのを書くと。それから、殺処分してしまう。その場で殺処分する防除については、確認、認定が要らないわけですが、それについてもこの指針を参考にさせていただきたいという主旨でこの指針をつくるというところでございます。

それから、2番の防除の対象となる水域の考え方ですが、先ほど公示の方ではかなり概括的に書いてございましたが、どういったところを防除していく必要性が高いのかというところで書いてございます。

下記の事項を総合的に勘案して、防除対象水域、湖沼、河川、ため池等を検討するというようにしています。

①で、生物多様性保全の観点から重要な水域。これは特に捕食等による直接的な被害を受けやすいような魚類、昆虫、甲殻類などの生息地で、かつ環境省レッドリストの掲載種がいるようなところ、あるいは地域においては各県版のレッドリストの掲載種がいるようなところ、そういったところではやっていく必要があるだろうと。

それから、絶滅のおそれがある種が生息していないとしても、地域の特性を示すような、そういった生物相が良好な状態で保全されている水域では、防除の必要性を検討すべき。全国的な観点から、あるいは地域的な観点から両方あると思います。

2ページの頭ですけれども、もう一つかつては良かったのですけれども、現在、在来生物が激減してしまったようなところというのもあって、そういったところも、防除の必要性を検討する必要があるだろうと。

特に例示をしておりますのは、ラムサール条約登録湿地ですとか、環境省の方で発表し

ております「重要湿地500」、こういったところは防除の優先順位が高いところではないかということで例示をしております。

それから、②で内水面漁業で重要な水域として、水産資源の被害が認められる水域。被害の発生源となっている水域では防除が必要であるということ。

予防的な観点から防除が必要な水域も一方であるだろうと。オオクチバス等が定着しやすいようなところについては、例えば河川中下流域とか、そういったところあるいは高密度に生息している水域。水の流出源が頻繁なところ持ち出しが容易なところとか、そういったところを見ながら、拡散源になりやすいようなところは優先的に防除を実施すべきではないかということが書いてございます。新たな侵入を阻止するための防除も一方が必要ではないかということも書いてございます。

それから目標の設定ですけれども、地域の特性に応じて適切な目標を設定するというところでありますが、それぞれについて、中身をここで書いてございます。完全排除又は低密度管理による被害の低減化としましては、優先的に防除を実施すべきところでは、完全排除をねらうわけですけれども、すぐにできないという場合には個体数低減化手法を用いながら、完全排除をねらっていくと。環境改善対策も取り入れつつ、先ほど生物多様性の保全が最終的な目標ということもありまして、環境改善対策も取り入れながらこの相乗効果を促進していく。当然、モニタリングの実施、効果検証が重要であるということでございます。

それから侵入、分布拡大の防止というのも一方で重要で、監視体制、早期発見システム構築というものもつくっていく必要があろう輸出防止の対策もやる必要があろうということでございます。

こういった目標に沿って、効果的な防除手法としてどういうものがあるのかというのが3番以降で書いてありますが、特にここでは例示を幾つかしておりまして、個体数低減化手法としては、捕獲、繁殖抑制、水抜き・干し出しというものについて、それぞれ書いてございます。まだ肉づけは足りないと思いますけれども、こういったことが書いてあるのと。公示の中で書いた留意事項については、ここでも書いているという主旨でございます。

それから、3ページが一番下のところですが、個体数低減化の観点から地域によっては、キャッチ・アンド・リリースを禁止するところがあります。この手法を導入するということにつきましては、その防除水域の状況に応じて、効果、必要性を個別に検討することが適切であろうということが書いてございます。

それから、今後とも効果的な手法の開発に努めるということでもあります。

環境改善対策としては、生息環境の復元・創出といったものをあわせてやっていく必要があろうということでもあります。水質改善あるいは沿岸植物帯の復元、在来生物の再導入、そういったところを現地の状況に応じて見ながらやっていくということでございます。

モニタリングは当然重要でありまして、そのときには専門家の意見を取り入れていくと

いうことであります。

それから5ページの頭に普及啓発を入れておりますが、これはここに入れているのは、地域住民への周知を目的とした普及啓発でありまして、先ほどの琵琶湖の例にもありましたとおり、やはり地域の方々が十分防除の重要性等を知っていただくということが必要ですので、いろんな方法でやっていくということで書いてございます。

5番以降の防除実施計画ですが、ここは項目を今並べてございます。場合によればイメージしやすく、もう少し計画の中身を具体の例に沿って例示することも必要かということで、今、事務局の方では検討をしているところでございます。

防除の指針のイメージの骨子案につきましては、以上でございます。

【多紀座長】 どうもありがとうございました。ごらんとおり、骨子案ということになっておりまして、言ってみれば箇条書き的でもって、かなりまだ肉づけが必要な案の、骨子案の段階です。

これはあれですか。これからのこれを最終化するわけですけれども、今日はどこまでどういうふうにといいお考えですか。

【堀上補佐】 最終的には6月に防除の公示とともに公表していきたいと思っております。もう一回、この検討会を設けて、そこで決めていくということを考えております。

今日はですから、ここで気がついたところをまずお話しただいて、あとはまた随時お話しただければと思っております。

【多紀座長】 きょうはもう時間的にここで気がついたことを、全部細かいところまで挙げるだけの余裕はなかなかないだろうと思うので、これからでは個々のあれですね。いろいろと連絡でもって質疑をすると。それで最終的に充実させて、27日にその案を出すというふうに理解してよろしいでしょうか。そういうことですね。

ということ踏まえまして、まず、大づかみのところで結構ですので、ご質問、コメント等、ぜひお願いをいたします。個々の細かいところはまだですから。

ですからコメントを出していただいて、ですからこれからはキャッチボールをやんなきゃなんないということになると思います。大づかみのところを、まずちょっとお願いします。竹門さん。

【竹門委員】 まず目標設定等、それから方法との対応関係なのですけれども、その目標がですね。あくまでも防除目標という形になっていますね。それで終始していればいいとは思いますが。しかし、法律の目的からすれば、防除しただけでは終わらない。実際の計画のつくり方では、必ずしも防除だけじゃなくて、環境改善対策というのは出てまいります。しかもモニタリングの中身もこれは読んでみますと、そのオオクチバス、どのぐらいの努力に達して、どれだけ駆除効果が上がったかという意味でのモニタリングだけじゃなくて、在来生物等の生息状況のモニタリングも行う。しかも、その結果で検証するということになっていますね。ということは、先ほど、質問でも出てきたんですけれども、そ

の対象水域でどのような生物相なり、生物群集なりを目標とするかということ、ある程度見えていないと検証しようにもどうなったって、結果が出てくるだけで、それがよかったのか、悪かったのかという判断ができるんですね。

そういう意味では、果たしてこの指針の中でそこまで明記すべきなのかどうかというのは置いておきまして、少なくとも論理的にするためには、その目標の中にも当該水域の生物相の目標像を検討するとか、いったものが入れれば後ろとの整合性が出てくるということですね。

【多紀座長】 直接的な目的のほかに、もう少し……。究極の目標というものを……。

【竹門委員】 ですから駆除目標、防除の目標というのと、それからその当該水域の目標像というのと、両方考えた方がいいのではないかという提案です。

【多紀座長】 そのコメント、留意をしていただきたい。今、ここでこうだという、特にあればですけども、特にないときにあえてお答え願わなくても、それをテイクノートしていただければいいと思います。

ほかに同様なコンテキストで、何かございませんか。かなり箇条書き的で。

【竹門委員】 言い忘れたんですけども、先ほどの環境改善対策というのは、厳密に中身を見ますと、環境改善というだけじゃなくて、実は生物群集の保全、復元、そういった中身も入っていますので、対策の内容として生物群集の保全、復元のための対策という、そういう明記をした方がいいんじゃないかというのも、一つの意見です。

【小林委員】 今のご発言にも関連するんですけども、多分ここで言う防除は単なる駆除じゃなくて、環境改善とか、そういうところも含むということじゃないかなというふうに私は理解をしています。その部分に関連して、ちょっと後で後日、ご議論いただいたらいいと思うのは、3ページ目の留意事項がありますね。そのところの三つ目のぼつに、最後の行に、水を抜けなくしたときに外来生物の混獲をされるためと書いてあって、混獲についての配慮というのをここに書かれているんですけども、多分こういうふうに水抜きとか何かをすると、ほかの外来種みたいなやつも入ってくる。それが特に特定外来種であったりするということがありますから混獲のことを書くとしたら、ついでにその特定外来種のバス以外がいれば、その排除というのも書いてもいいのかなという気がしました。あとまだありますが、ほかに譲ります。

【多紀座長】 瀬能委員、お願いします。

【瀬能委員】 先ほどの竹門さんのご意見と関連するんですけども、環境改善対策のところの事例、例として留意事項だとか、場合によっては保護、増殖した在来生物の再導入を検討するとありますけれども、これはむしろ例というよりは、必ず一番最初の方に駆除、防除をやった後に必要に応じてということ、必ずしも必要に応じてということを入れていただかないと、何かこれだけ読むとやらなければいけない印象を受けてしまうんで、これはいろいろ考え方が難しいと思いますけれども、必ずやらなければいけないというもの

でもないと思いますので。

それとあと、モニタリングのところでこれは事前の情報交換の中であったのかもしれませんが、どれぐらい生息しているかというのを調べる手法といいますか。例えば、標識放流みたいなものだとか、そういったところとの関連というのは、どのように考えているのかちょっとわからないんですけれども、どのレベルで低減できたかというのを、科学的にどの程度まで知る必要があるのかというのを、ある程度明記したような形にしてくれないと、厳密にするのだったら例えばマーキングして、何か放流するのかみたいな、そうすると非常に面倒くさい話にもなったような気がしますし。

完全にいなくなったかどうかという、ゼロか1かのチェックだけだったら簡単だと思うんですけれども、大きな水域だと、そうもいかないと思いますのである程度わかる形にしていればと思います。

【多紀座長】 これについては、ちょっとお答えというかコメントをお願いしたいと思います。

【堀上補佐】 生息密度の把握とか、あるいは生息分布も生息地もそうですが、厳密に行うには、かなりきちんとした調査が必要になってくると思うんです。大ざっぱにできるなら、それでもいいんですけれども。

ただ、厳密にやろうとしたときに、標識放流なりあるいは再捕獲なりを探るということをするとなると、一たん捕獲したものにマーキングして、放すということが必要になってきまして、これについてはそこでその場で放す行為については認め得るというふうに考えていますので、その幅をあるいは調査の内容というのは、その都度、見ていかなければいけないと思っています。どのぐらいの調査によって、どのぐらいの効果が生まれるのかということを含めて、これはオオクチバスだけではなくて、ほかの生物も同じだと思っておりますので、具体の例を見ながら、対応するのかなと思っております。

【高橋委員】 生息している量の絶対量ではなくて、水準、レベルの比較ということが、一番容易ではないかなというふうに考えます。これはどのようにして求めるかというのと、1網あたりの漁獲量であらわします。すなわち今年1網、10回とか、20回網操業して、それで1網当たり5匹とれましたと。翌年やったならば、1網当たり7匹とれたと。また翌年には8匹と、そのように増えていった場合は資源水準、生息水準が増加しているというふうに判断されます。そのように、非常に簡単な方法で数値化できるという、そういう一般的な方法がありますので、ぜひ採用していただきたい。

【堀上補佐】 幾つかご意見をいただいて、それをこう併記するような形で、いろんな方法を取り得るようにしておきたいというふうに考えております。

【多紀座長】 今の、いわゆる我々水産屋だとCPUと言うんですけれども、それは非常に私どもも、例えばお堀で随分ずっとやっていたようなことですので、その辺のその一種のこれからもどんどん委員からいただいて、これをより現実的なものにしたいと思ってお

ります。ほかに、中井さん。

【中井委員】 中身じゃなくて、ちょっと確認なんですけれども、今回の防除の指針というのは、公示とともに出されるということなんです、そうですね。実際、まだ今回の議論もそうですし、まだ途中、頭出ししかできていない項目もあって、多分、やっつけ仕事で、施行時には形にはすると思うんですけれども、実際に防除が動き出した中で、かなり軌道修正、あるいはこういうことも入れた方がいいよと出てくると思うんですけれども、そういうときに指針というのは、随時、それこそ必要に応じて更新できるものなのかどうか。その辺の柔軟性が私は全然知らないもので、どうなんでしょうか。

【名執課長】 防除の公示の方は官報に掲載しますので、そう簡単には直せないと思います。この指針については、公示した内容をさらに補完するような位置付けで、通知で出そうと思っておりますので、こっちの方は随時、防除の状況を見ながら直していくことが可能だというふうに考えています。

【多紀座長】 より洗練させると同時に、新しい局面も出てくるということですので、これは私も実は質問したいと思っていたところでした。

【瀬能委員】 具体的にいろんな団体、個人等が防除に取り組み始めると、一番アドバイザーとして、いろいろ役割を多分果たしてくれるところというのが、多分水産試験場だとか、水産研究所だとか、それを所轄する水産庁になるのでしょうか。そちらの方の、どの程度、どこが窓口になるとか、それからあとどの程度のことをどういうふうにすれば、技術的な支援といいますか。お金ではなくてやってもらえるのかとか、そういったことがわかりやすいような形にしておいていただけるといいんじゃないかなと思います。

【多紀座長】 非常にいいコメントですね、今の、確かに。何かありましたら。

【水産庁 森田調査官】 今まででも、内水面漁連さんと意見交換しながらですね。いろんな知見は収集していますので必要があれば、その都度、うちの持っている知見はお出しできます。また、窓口を決めてお知らせをしたいと思います。

【多紀座長】 私の理解するところでは、現在の試験場の大きな任務というのが、このような生態系の保全とか、多様性の維持というのが大きな任務の一つになっている、この世の中ですので、ぜひ、その辺のお考えを願いたいと思っております。ほかに。

【高橋委員】 現在、私の方では、実際に駆除を進めておまして、それで人工産卵床とか使ってやっているわけなんですけれども、非常に釣り人がそこに入ってそういう資材を壊したりとか、あるいは転倒させたり、そういった被害が出ております。そういった場合、そういったものと同時にそういった水域に釣り人が入ったりして、野鳥の繁殖が妨げられているということがありまして、そういう非常に具体的な被害がある場合、あるいは防除が妨害される場所においては、立ち入りを遠慮していただくというような、そういったことも必要なのではないかなとそういったふうにするのも必要なんではないかなというふうに考えられますがいかがでしょうか。

【堀上補佐】 基本的には地域ごとにいろんな状況があると思いますし、利用者も釣りの方に限らず、いろんな方たちがいますので、地域、地域で、先ほども合意形成という話を書きましたが、合意形成に限らず普及啓発もそうだと思うんですけども、今、恐らく皆さんが現場でいろいろとご経験されているところもあると思いますので、何かそういうノウハウも一方で集めるし、はなからいきなり禁止というの、なかなかうまくいかないところもあるでしょうから、どういう合意形成のあり方があるのかということも、この指針の中には方法として、やはりある程度書く必要があるのかなとそういうふうに思います。

【多紀座長】 あるべきものを全部列記するというよりは、考え方というか、その辺を書いていただければと。想定できるものを全部あれすることはできないだろうと思いますけど。小林委員どうぞ。

【小林委員】 3ページの、今、ちょっとここ関連して気がついたんですけども、3ページの4ぽつの(1)の例で、漁具による捕獲で、釣り、成魚は釣りや何かで捕獲すると、こう書いてあって、これは確認なんですけれども、これは防除事業、防除計画に基づく防除事業によって、釣りという手段をとると。こういうことだと思うんですね。だから、単なる普通の一般の釣り人が入ってやるのも、この水域では防除事業だということではないかという理解は、もちろん当然ですけども、しているんですが。

例えば、防除事業に参加する人というのはどういうふうにして把握されるんでしょうか。防除計画の中に書き込むことでやるんでしょうか。その辺はちょっとどんなふうにお考えなのか、伺いたいと思います。

【堀上補佐】 防除計画の中にそういった役割分担みたいなものが必要だと思います。いろんな団体が一緒にやるのであれば、その役割分担が必要です。その中で従事者的に行う方たちを募るということであれば、どういった方たちをどういう方法で募るのか。どういう従事者たちをどう把握していくのかということも必要になるろうと思いますので、そのあたり個別やっぱり具体的に違うんですけども、考え方が書かれる必要があるかなと思います。基本的には実施計画の中に書いているということでもあります。

【多紀座長】 ほかに特にございますか。今のような問題で、一方においてはちゃんと特定しなければいけないし、また敷居を高くしてはいけないとか、なかなか微妙な難しいものいろいろありまして、なかなかこれからもさらに検討、研究が要るところだろうと思います。どうぞ。

【堀上補佐】 補足ですけども、私が言ったのは確認・認定のときの話でして、どうしても運搬について許可を外して、運搬がいいよという整理にしますので、ある程度、従事者についても、そういったことをする人はきちんと把握できていないといけない、そういう趣旨です。

ですから全くこの確認がとれない防除大会のようなものについて、どう扱うかはちょっと考えなければいけないのかもしれない。

【小林委員】 それで実際問題として、割かしそれぞれ計画を立てる方は難しいと思うのは、5ページですね。5ぽつの(3)で、協議会等の設置とあって、学識経験者、関係行政機関、関係団体等からなる協議会をというふうに書いてありますけれど、要は防除実施計画を立てようとするその防除計画の主旨に賛同してくださる方たちに集まっていたかどうかというスタンスですよ。そこを確認しておきたい。わかりました。ありがとうございました。

【多紀座長】 これからさらにいろいろと論議がございますので、時間の都合もございますので、防除の指針についての質疑応答はこれで打ち切りたいと思います。

これからメール等を通じて、さらにいろいろと検討を進めていきたいと思います。

公示も含めまして、本日、委員会でいただいた委員のご意見、それからヒアリングでいただいた各関係団体のご意見等をあれしませて、これから入れておきますが。

あと飼養についてというのが、そうですね。参考資料の3……。資料の3。ごめんなさい。モデル事業についてというのがございます。わかりました。これについて環境省から。

【堀上補佐】 すみません。時間が押して、大変恐縮ですけれども、資料3でオオクチバス等の防除モデル事業について、これ時間がないのもありますけれど、中身もまだ完全に詰まっていませんで、考え方だけ出しております。

環境省として優先的に取り組むべき地域について、モデル事業を全国幾つか選んで、防除に着手するというようにしております。

候補地選定の考え方につきましては先ほど来話をしていますが、環境省が所管しております保護地域、あるいは環境省レッドリスト掲載種の生息地、そういったところは、比較的データがあるのと、その目指すべき目標というのは明確ですので、そういったところでモデル事業をまずやっていきたいということでございます。その事業の成果については、この指針とあわせて、指針をまたさらに更新していくときにきちんとそこに位置づけたりしていきたいと思っております。

モデル事業の候補地としてはここでは①から⑥まで、具体的な名前も挙げておりますが、伊豆沼、内沼、あるいは羽田沼、片野鴨池、犬山市内のため池、琵琶湖、藪牟田池、大半が環境省のかかわっている保護地域であります。ラムサール条約登録湿地であったり、種の保存法の生息地保護区です。犬山市内のため池だけは、これはため池として希少な魚類、あるいはトンボ類の生息地ということで挙げております。

それから、⑦で河川タイプと書いてありますが、これはまだ検討中で、本来、天然湖沼、ため池だけではなくて、河川も含め幅広くいろんなタイプを出していく必要があるのですが、ここでまだちょっと河川タイプは検討中ですので、これは別途ご意見を伺いたいと思っております。

このほかについても可能な限り調査はやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

【多紀座長】 このモデル事業、資料3について、ご意見、コメント等お願いをいたします。河川の方は今検討中ということですね。

【中井委員】 これ、実際に事業を動かしていくときのイメージなんですけれども、候補地がありまして、それぞれが実際モデル事業が動くとなったときには、やはり環境省の事業としていろいろやっていこうということでもよろしいのでしょうかね。水域によっては地元の活動というのはかなりあるところもあれば、余りないところもあると思うんですけれども、それを環境省さんが新たに加わる形で、あるいは調整する形で積極的に関わっていこうというようなことでもよろしいかどうか。確認です。

【名執課長】 既に事業が動いている場所については、さっきご説明したとおり、防除の実施計画みたいなものをつくっていかねばいけないという状況にあると思いますので、そのあたりでここに挙げてあるようなところについては、環境省も中に入って、その実施計画づくりにかかわっていききたいと。その中で現在やられている都道府県、あるいは民間の方々と環境省との役割分担のもとで、実際の防除事業は進めていきたいと、そんなふうを考えています。

【多紀座長】 よろしいですか。モデル事業について、ほかに何かコメントがございますか。ないようでございますので、一応本日の討議は終わりました、最後に、その他というのがあります。まず委員の方からその他で何かこれは。

【小林委員】 今日のご説明がなかったんですけれども、参考資料の3に、オオクチバス等の飼養等についてというのがあります。それで当検討会では、防除指針の検討ですから直接議論する場ではないと思うんですけれども、非常に大きく関連する。要は一生涯懸命こっちで防除しても、飼養のところで生業の維持とか、いろいろ書いてあって、そっちでしり抜けになってしまうと、防除の効果が上がらないということもあるものですから、ぜひ、次回にオオクチバスに即してどういう考え方で飼養等をするのか。ご説明を、次回検討会までをお願いをしたいと思います。それによって、こちらの指針の方も考えるところいろいろあると思いますので、それを要望しておきたいと思います。

【多紀座長】 飼養について、次回の検討会までに考えていただいて、次回の検討会に。

【小林委員】 できれば、次回までに。

【多紀座長】 次回までに、何か反応があるということですね。よろしゅうございますか。環境省の方。

【名執課長】 特にこの資料3に掲げてあるうちの、告示に当たる部分については、先週12日までパブリックコメントをやっているところで、今それを見ながら、直すべき点について検討しているところでございますので、次回検討会までにはそのあたりもはっきりできると思いますので、ご説明させていただきます。

【多紀座長】 今回はそれを含めて、27日で6月1日が控えていますので、なるべく必要なインフォメーションというのは、それまでに委員の方にいただけるとありがたいと思

います。ほかに。

では先ほどのちょんぼ、私しましたけれど戻りまして、その他は、もうほかにはございません。事務局の方からのその他ということで、お願いをいたします。

【堀上補佐】 次回の検討会ですけれども、先生方の日程を確認させていただきます。さっき、多紀先生からお話がありました。27日、金曜日に第2回を行いたいというふうに考えてございます。

【多紀座長】 じゃ27日ということで、ご予約をお願いをしたいと思います。ほかに環境省の方から何かございますか。

それでは、以上をもちまして、第1回のオオクチバス等防除推進検討会を閉じます。どうも司会があっち行ったり、こっち行ったりで、まことに失礼いたしました。どうも本日は長時間、ありがとうございました。